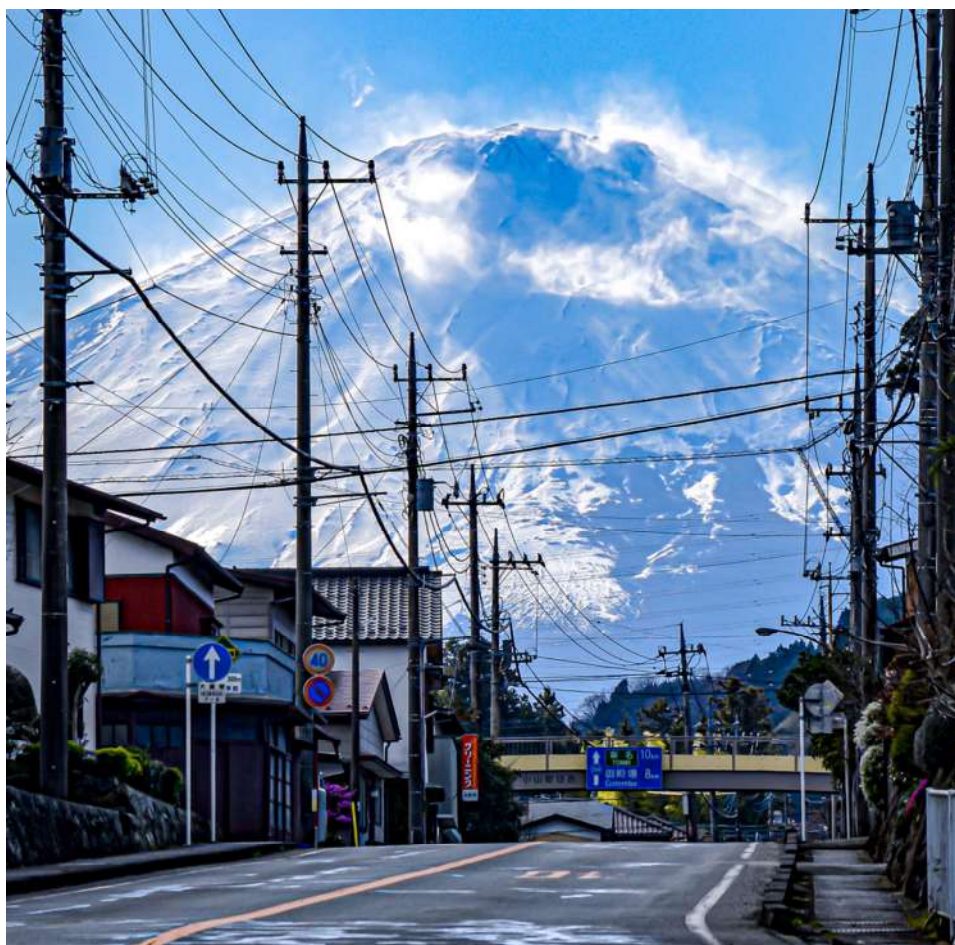


# 小山町富士山噴火に対する避難計画



富士山と共に生きるまち 小山町

令和7年3月  
小山町危機管理局

# 目 次

第1編 総論	1
第1章 小山町富士山噴火に対する避難計画の改訂	1
第2章 本計画の目的等	1
1. 本計画の目的	1
2. 本計画の位置付け	2
3. 本計画の考慮事項等	2
第2編 避難の基本的考え方	3
第1章 基本方針等	3
1. 基本方針	3
1-1 対象とする噴火現象	3
1-2 計画の前提	4
2. 避難対象者の区分	4
3. 噴火現象の特性と避難時期について	4
4. 避難先について	4
5. 避難開始基準	5
6. 避難解除基準	6
第2章 避難の概要	8
1. 噴火現象別の避難の概要等	8
1-1 噴火現象の影響範囲と避難対象エリア	8
1-2 自主的な分散避難の呼びかけ	10
1-3 富士山火山における避難の全体イメージ	10
2. 噴火シナリオ	13
3. 避難先の考え方	13
4. 噴火現象別の避難の考え方	15
4-1 火口形成、火砕流・火砕サージ、大きな噴石	15
4-2 溶岩流	19
4-3 融雪型火山泥流	23
4-4 降灰、小さな噴石	26
4-5 降灰後土石流	30
5. 段階別の避難の流れ	32
5-1 噴火前の避難計画	32
5-2 噴火前の自主的な分散避難等	32
5-3 噴火開始直後の避難計画	32
5-4 噴火状況判明後の避難計画	32
5-5 火山活動の小康期	32

第3編 避難対策.....	33
第1章 町の対応.....	33
1. 噴火前～噴火～噴火後の対応.....	33
1-1 平時の対応.....	33
1-2 火山活動等に異常が認められたときの対応.....	33
1-3 噴火発生後の対応.....	34
1-4 小康期の対応.....	34
2. 町の体制等.....	34
2-1 町の体制.....	34
2-2 本部設置場所.....	34
2-3 全町が町外避難する場合の体制.....	35
第2章 情報伝達.....	35
1. 住民等への情報伝達.....	35
1-1 火山活動に関する情報伝達.....	35
1-2 一般住民、観光客・登山者及び避難行動要支援者への情報伝達.....	38
1-3 情報伝達例文及び広報手段.....	40
2. 報道対応.....	43
第3章 避難対策.....	43
1. 避難者の受入れに係る基本事項.....	43
2. 避難行動要支援者等への避難支援.....	45
2-1 情報伝達について.....	45
2-2 火山災害時の避難行動要支援者等の避難について.....	45
2-3 在宅の避難行動要支援者への避難支援.....	47
2-4 社会福祉施設等への避難支援体制の構築.....	47
2-5 降灰時における社会福祉施設等の対応.....	47
3. 学校・児童関連施設の避難対策について.....	48
4. 避難対策上、考慮すべき施設について.....	50
5. 観光客・登山者等への避難支援.....	50
6. 入山規制.....	54
7. 警戒区域の設定.....	57
8. 広域避難路の指定及び確保.....	57
9. 道路交通規制.....	60
10. 避難路等の堆積物の除去.....	60
10-1 除灰等に係る対応.....	60
10-2 火山灰（小さな噴石を含む）の処分.....	60
11. 避難者の輸送.....	60
12. 避難未実施者の捜索・救助.....	61
13. 負傷者等への医療救護対応.....	61
14. 避難所の開設・運営.....	61

1 4 - 1	町内の避難所の開設.....	6 1
1 4 - 2	町が受入市町村になった場合の受入避難所の開設.....	6 2
1 5.	避難長期化対策.....	6 2
1 5 - 1	一時帰宅措置.....	6 2
1 5 - 2	被災者への住宅供給.....	6 2
1 5 - 3	ボランティアの活用.....	6 2

#### 資料編

別紙第 1	宝永噴火における小山町の降灰の状況等（参考資料）.....	6 3
別紙第 2	避難対象区の避難前一時集結地等資料.....	6 5
別紙第 3	富士山火山災害時の避難先市町一時集結地の開設予定地.....	6 6
別紙第 4	富士山噴火ケース別避難の一例（溶岩流）.....	6 7
別紙第 5	富士山噴火ケース別避難の一例（大規模降灰）.....	6 8
	おわりに.....	6 9

# 第1編 総論

## 第1章 小山町富士山噴火に対する避難計画の改訂

富士山における火山防災対策は、平成12年10月から平成13年5月にかけて、深部低周波地震が多発するなど活火山であることが再認識されたことを契機として、平成13年に富士山火山防災協議会（関係都県、地元市町村及び関係省庁が参加、事務局は内閣府等）が設置され、協議会内の富士山ハザードマップ検討委員会により富士山の火山現象による影響範囲と対策についての報告書が作成された。その後、富士山火山広域防災対策検討会（学識者、関係都県、関係省庁が参加、事務局は内閣府等）で、より具体的に富士山火山の広域防災対策のあり方が検討された。

平成17年には、静岡県（9市町）と山梨県（7市町村）の両県の16市町村が、県域を越えて火山災害に備えるために「環富士山火山防災連絡会」を設立し、富士山火山災害のための総会と協議会を毎年開催している。

平成23年12月には、国の防災基本計画において火山防災協議会の位置付けが明確化されたことから、富士山においても周辺住民の避難等の火山防災対策を共同で検討するため、内閣府（防災担当）、国土交通省、気象庁、火山専門家、三県（静岡県、山梨県、神奈川県）及び周辺市町村など58機関が参加する「富士山火山防災対策協議会」（以下、「協議会」という。）を、平成24年6月8日に設立した。協議会では、平成26年2月に「富士山火山広域避難計画」（以下「広域避難計画」という。）を取りまとめ、本町においても平成27年3月、「小山町富士山噴火に対する避難計画」を作成した。

その後、広範囲にわたる火山災害に対して迅速な避難を広域的に行う必要について協議が継続し、協議会は、令和3年3月に新たな富士山火山ハザードマップ（改訂版）を公表した。

この新たな被害想定に対応するため、令和5年3月29日には、富士山火山避難基本計画（以下「基本計画」という。）を公表し、噴火現象の特性に応じた避難対策や不確実性の高い火山災害においても、可能な限り地域社会の経済活動を維持できるよう配慮しつつ、『いのちを守る』避難を優先し、『くらしを守る』避難についても最大限考慮するための基本となる避難方針を定めた。また基本的な指針（指針的な位置づけ）を示し、各自治体はこれを基に計画を策定するよう定められた。

これに基づき本町においても「小山町富士山噴火に対する避難計画」（以下「本計画」という。）を改訂するものとする。

## 第2章 本計画の目的等

### 1 本計画の目的

富士山火山災害に対し、町が実施する平常時の事前対策、噴火警戒レベルが引き上げられた場合の避難対策、避難後の対応について定め、これらの対策を推進することにより、町民の生命、身体及び財産を富士山噴火による災害から保護することを目的とする。

## 2 本計画の位置付け

本計画は、基本計画及び静岡県地域防災計画に基づき、富士山火山災害から町民の避難対策の基本的な考え方を示したものである。

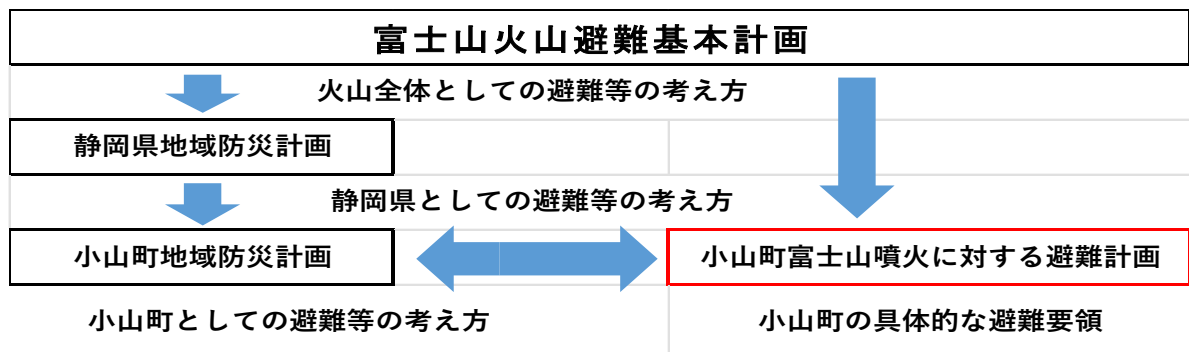


図1 計画の位置づけ

## 3 本計画の考慮事項等

本計画は、基本計画の考え方に基づいているものの、小山町の地域的特性から下記の点を考慮するものとする。

- (1) 基本計画に示された「深刻な渋滞が懸念される地域においては、徒歩による避難を組み込む必要がある。」について、県が実施した交通渋滞発生シミュレーションにおいて、本町については渋滞が発生する可能性が低いことが判明しており、徒歩による避難のみならず、自家用車による避難、協定バス会社のバス、災害派遣の自衛隊車両等を含めたあらゆる手段を使用する避難要領を検討するものとする。
- (2) 基本計画には「降灰に対する避難先は、原則として、自宅もしくは降灰に耐える近隣の堅牢な建物」とされたが、一方「大量降灰によって断水、停電、物資不足により生活が困難となるおそれがある場合は、立ち退き避難する場合もあり・・・」とも記載されている。また、「大規模降灰時の対応」については、「第4編 今後の検討事項」の最初の項目に示されている。

小山町は、1707年の宝永噴火において全町域が1メートル超（場所によっては3メートル）の降灰が発生し、同規模の大量降灰の可能性が指摘されるほか、町民の多くが宝永噴火時の伝承など降灰に対する高い危機意識を有していることから、堅牢な建物内への避難のみならず立ち退き避難を含め検討することとする。

細部は、資料編別紙第1「宝永噴火における小山町の降灰の状況等（参考資料）」を参照とされたい。

- (3) 平成26年2月の雪害において、須走地区は、町中心部への避難経路が限定される地域的特性により大量降雪により孤立化し避難行動要支援者の避難等に深刻な状況が生じた。  
また、溶岩流流下に伴うライフラインの断絶や須走地区住民が地域としての一体感を持っていること等を踏まえ、須走地区内については、基本計画に示された溶岩流の流下時間を基準とした避難対象エリア毎の避難のみならず、地区一体型の避難を検討することとする。
- (4) 上記により、本町の火山防災対策は、**基本計画に示す考え方、本町の地域的特性の両方を踏まえて検討する必要があることに留意する必要がある。**

## 第2編 避難の基本的考え方

### 第1章 基本方針等

#### 1 基本方針

##### 1-1 対象とする噴火現象

令和3年3月に公表された新しい富士山ハザードマップでは、対象とする期間が約5,600年前以降となるとともに想定火口範囲、溶岩流、火砕流、融雪型火山泥流のハザードマップや、大きな噴石の影響範囲、降灰後の土石流の影響範囲について見直しがされた。

本計画で対象とする噴火現象は表1の通りとする。

また、1) 避難計画の適用地域の拡大、2) 新たな避難方針とする必要性、3) 『いのちを守る』避難を最優先し、『くらしを守る』避難についても最大限配慮」の3点を基本的な考え方とし、必要な検討を行ったものである。

表1 本計画で対象とする噴火現象

旧計画での対応	噴火活動に起因する現象	本計画での対応
対象	富士山ハザードマップ（改定版）検討委員会報告書においてハザードマップが記載されている噴火現象 ①火口形成      ②火砕流（火砕サージ） ③大きな噴石    ④溶岩流            ⑤融雪型火山泥流 ⑥降灰            ⑦降灰後土石流    ⑧小さな噴石	対象とする
対象外	それ以外の現象 [災害実績図のみ作成済みの現象] ・岩屑なだれ（山体崩壊） [発生する可能性がある現象] ・水蒸気爆発      ・火山ガス          ・空振 ・火山性地震（地殻変動） ・洪水氾濫          ・津波	対象外

表2 本計画における避難の考え方

いのちを守る避難	くらしを守る避難
<ul style="list-style-type: none"> <li>家財の持ち出しが制限される場合あり（徒歩による避難の場合など）</li> <li>避難先は、避難所や仮設住宅に限定されず、噴火の状況により、避難の拡大も想定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難期間が長期化する場合でも生業の継続に配慮した避難</li> <li>田畑や家畜の世話をできる距離内での避難</li> </ul>

## 1-2 計画の前提

### (1) 避難方針

火山災害の対策では、多くの住民が遠方まで避難することが必ずしも効果的とは言えないことから、生活基盤をなるべく維持しつつ、避難が必要となった段階で、その範囲の住民が、短時間で避難できる方法とする。これにより、住民のいのちを守ることを前提としつつも、避難による避難者及び地域の社会経済的負担を過度なものとしなため、必要な範囲の住民を短時間で避難させることを方針とする。

### (2) 避難計画の内容

本計画では、噴火の規模や様態に応じて段階的に避難させる地域を拡大することを基本的な考え方とする。なお、避難対策は、近隣市町と十分な調整のうえ、地域の特性も考慮する。

## 2 避難対象者の区分

本計画では影響想定範囲に滞在する人々を、「一般住民」、「避難行動要支援者」、「観光客・登山者・来域者（通勤・通学者等）（以下「観光客等」という。）」の3つに区分する。

避難行動要支援者は、一般住民より避難に時間を要することから、一般住民より早い段階での避難準備、または避難とする。

観光客等は、「避難」ではなく「帰宅」とし、円滑な避難を行うために、避難行動要支援者が避難を開始する前に帰宅を促し、地域のスリム化を図る。

なお、本計画において「入山規制」とは、避難を要する区域への立入を制限し、当該区域内からの退去を促すことをいう。

## 3 噴火現象の特性と避難時期について

噴火現象の特性と避難時期については、噴火現象の発生から避難までの時間的猶予及び生命への危険性を、次のとおり整理する。

富士山では、様々な噴火現象が想定されるが、時間的猶予がなく、また、生命への危険性が高い現象からは、噴火前の段階で避難対象エリア外への避難とする。

大きな噴石及び火砕流・火砕サージ及び融雪型火山泥流の一部は、避難までの時間的猶予がないこと及び生命への危険性が高いことから、これらの現象の影響範囲内からは噴火前に立ち退き避難を行うこととした。

溶岩流は、生命への危険性は高いが移動速度が遅くないため、想定火口範囲から離れた地域では時間的猶予があることから、現象発生後に必要な範囲での避難とする。

降灰及び小さな噴石については、時間的猶予があり、かつ生命への危険性も相対的に小さいことから、現象発生後の自宅や近隣のRC造等の堅牢な建物での屋内退避など町内で安全が確保可能な場所での避難を原則とする。一方、宝永噴火により、大規模な降灰の事例のある本町の特性を踏まえ、噴火後の大量降灰の有無、その噴出量、風力・風向等の最新の気象情報に基づき、立ち退き避難の可否を検討するものとする。



#### 4 避難先について

直ちに遠方へ避難することはせず、段階的に避難を拡大する。(移動自体が大きな負担となる避難行動要支援者への対応については継続して検討を行う。) 避難対象者はまず町内に避難とし、受入れ可能人数を超えた場合や噴火の規模に応じて町外へ避難を拡大する。この場合、同一県内の他市町へ避難することを基本とするが、火山活動等の状況、地理的要因及び避難者の希望等から、隣県への避難が必要となった場合には、県を通じ、近県に対して避難者の受入れを要請する。

#### 5 避難開始基準

避難の開始基準は、「噴火前」、「噴火開始直後」、「噴火状況判明後」の3つの時点に分けて、表3のとおり設定する。

表3 避難開始基準

時期	対応
噴火前	気象庁が発表する噴火警戒レベルに応じて避難
噴火開始直後※	避難対象エリアを完全に特定できない状況であり、広めに避難対象範囲を設定
噴火状況判明後	火山の状況（噴火現象の状況）に応じて避難

上記は、基本的な考え方であり町長が当時の状況に基づき避難指示等を発出することを妨げるものではない。

※ 噴火開始直後とは、噴火後に火口位置の特定もしくは溶岩流の流下方向が判明するまでの間をいう。

##### (1) 噴火前

噴火前は、生命への危険性が高く、避難までの時間的猶予がない現象の影響範囲から立ち退き避難を行う。

気象庁が噴火警報、噴火予報に付して発表する噴火警戒レベル（表4）に応じた避難開始基準を事前に定める。噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じて、「警戒が必要な範囲（生命に危険を及ぼす範囲）」と、防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分した指標である。

富士山における噴火警戒レベルの取扱いは、次のとおりである。

レベル1は、火山活動が静穏かそれに近い状態であることを示しているが、活火山であることに留意しなければならない。

レベル2は、噴火する場所とその影響が限定的な場合に発表される。しかし、富士山では、噴火前の火山活動が高まる段階で、火口の位置を特定し限定的な警戒範囲を示すのは困難なことから、レベル2の発表はしないこととされている。

しかし、円滑な避難体制を構築するため、レベル3に引き上げられる前のレベル1の段階で発出される「火山の状況に関する解説情報（臨時）」（以下「解説情報（臨時）」という。）に基づき必要な防災対応を講じることとされている（平成30年3月27日開催 第8回富士山火山防災対策協議会）。

更に噴火現象が活発化するとレベル3、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される（可能性が高まってきている）場合にレベル4、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切

迫している状態にある場合にレベル5が発表されるが、必ずしも噴火警戒レベルがレベル3、レベル4、レベル5と順に上昇して噴火に至るとは限らず、噴火警戒レベルの引き上げ前に噴火することもあるため注意が必要である。

また、レベル5に引き上げられても噴火に至らず活動が終息することも想定される。

なお、火山活動が低下する過程などにおいて、予想される噴火による影響範囲が火口周辺に限定され、かつ居住地域から離れている場合は、レベル2を発表する場合がある。

## (2) 噴火開始直後

噴火開始直後は、火口位置、噴火形態や噴火規模をすぐに把握できない場合があるため、広めに避難エリアを設定する必要がある。

天候等により山体を目視することが困難な場合や第3次避難対象エリア内でも特に短時間で溶岩流が到達する可能性がある地域では、時間的猶予を確保するために、噴火直後に一旦避難を行い、火口位置が特定された時点、安全が確認できる段階で順次避難を解除（縮小）する必要がある。

第4次避難対象エリアから外側では、火口位置に関する情報に注視しつつ、必要に応じて避難を行う。

## (3) 噴火状況判明後

噴火状況判明後は、気象庁をはじめとする関係機関が、火山の状況（噴火現象の進行状況等）を観測し、その結果を行政機関等に伝達する。また、町は、この情報に加え、避難の状況、避難施設や避難ルートの被災状況等を考慮して、避難開始時期を決定する。

## 6 避難解除基準


避難対象範囲の縮小・解除の基準は、下表のとおりとする。

**表5 避難解除基準**

時 期	対 応
噴火状況判明時	噴火により火口の位置が特定され、別の火口の出現等のおそれのない場合は、噴火現象が影響しない地域の避難解除を検討
小康期	噴火現象の拡大のおそれが当面なくなった場合は、拡大を前提とした地域の避難解除を検討
終息期	噴火活動が終息した場合は、帰還できる地域の避難解除を検討するとともに、長期的に帰還が困難な地域を特定し、復旧復興に着手

表4 富士山の噴火警戒レベル

平成19年12月1日運用開始



## 富士山の噴火警戒レベル


種別	名称	対象範囲	噴火警戒レベル (ゾーン)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報(居住地域)または噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●大規模噴火が発生し、噴石、火砕流、溶岩流が居住地域に到達（危険範囲は状況に応じて設定）。  <b>宝永（1707年）噴火の事例</b>                      12月16日～1月1日：大規模噴火、大量の火山灰等が広範囲に堆積  <b>その他の噴火事例</b>                      貞観噴火（864～865年）：                          北西山腹から噴火、溶岩流が約8kmまで到達                      延暦噴火（800～802年）：                          北東山腹から噴火、溶岩流が約13kmまで到達</li> <li>●顕著な群発地震、地殻変動の加速、小規模噴火開始後の噴火活動の高まり等、大規模噴火が切迫している（噴石飛散、火砕流等、すぐに影響の及ぶ範囲が危険）。  <b>宝永（1707年）噴火の事例</b>                      12月15日昼～16日午前（噴火開始前日～直前）：                          地震多発、東京など広域で揺れ</li> </ul>
			4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●小規模噴火の発生、地震多発、顕著な地殻変動等により、居住地域に影響するような噴火の発生が予想される（火口出現が想定される範囲は危険）。  <b>宝永（1707年）噴火の事例</b>                      12月14日まで（噴火開始数日前）：                          山麓で有感となる地震が増加</li> </ul>
警報	噴火警報(火口周辺)または火口周辺警報	火口から 居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●居住地域に影響しない程度の噴火の発生、または地震、微動の増加等、火山活動の高まり。  <b>宝永（1707年）噴火の事例</b>                      12月3日以降（噴火開始十数日前）：                          山中のみで有感となる地震が多発、鳴動がほぼ毎日あった</li> </ul>
		火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●影響が火口周辺に限定されるごく小規模な噴火の発生等。  <b>過去事例</b> 該当する記録なし</li> </ul>
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	特になし。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●火山活動は静穏（深部低周波地震の多発等も含む）。</li> </ul>

注1) ここでいう噴石とは、主として風の影響を受けずに飛散する大きさのものとする。

注2) ここでは、噴火の規模を噴出量により区分し、2～7億m<sup>3</sup>を大規模噴火、2千万～2億m<sup>3</sup>を中規模噴火、2百万～2千万m<sup>3</sup>を小規模噴火とする。なお、富士山では火口周辺のみに影響を及ぼす程度のごく小規模な噴火が発生する場合は現時点で特性されておらず、特定できるのは実際に噴火活動が開始した後と考えられており、今後想定を検討する。

注3) 火口出現が想定される範囲とは、富士山火山防災マップ（富士山火山防災協議会作成）で示された範囲を指す。各レベルにおける具体的な規制範囲等については地域防災計画等で定められています。各市町村にお問い合わせください。

■最新の噴火警戒レベルは気象庁HPでもご覧いただけます。  
<https://www.jma.go.jp/>



※富士山の噴火警戒レベルリーフレット 気象庁作成（令和3年12月版）から引用

## 第2章 避難の概要

### 1 噴火現象別の避難の概要等

本章では、噴火現象別に避難が必要な時期や範囲、避難対象者、避難先を示す。

#### 1-1 噴火現象の影響範囲と避難対象エリア

「想定火口範囲」「火砕流等」「大きな噴石」「溶岩流」の到達範囲の別に避難対象エリアを設定した。

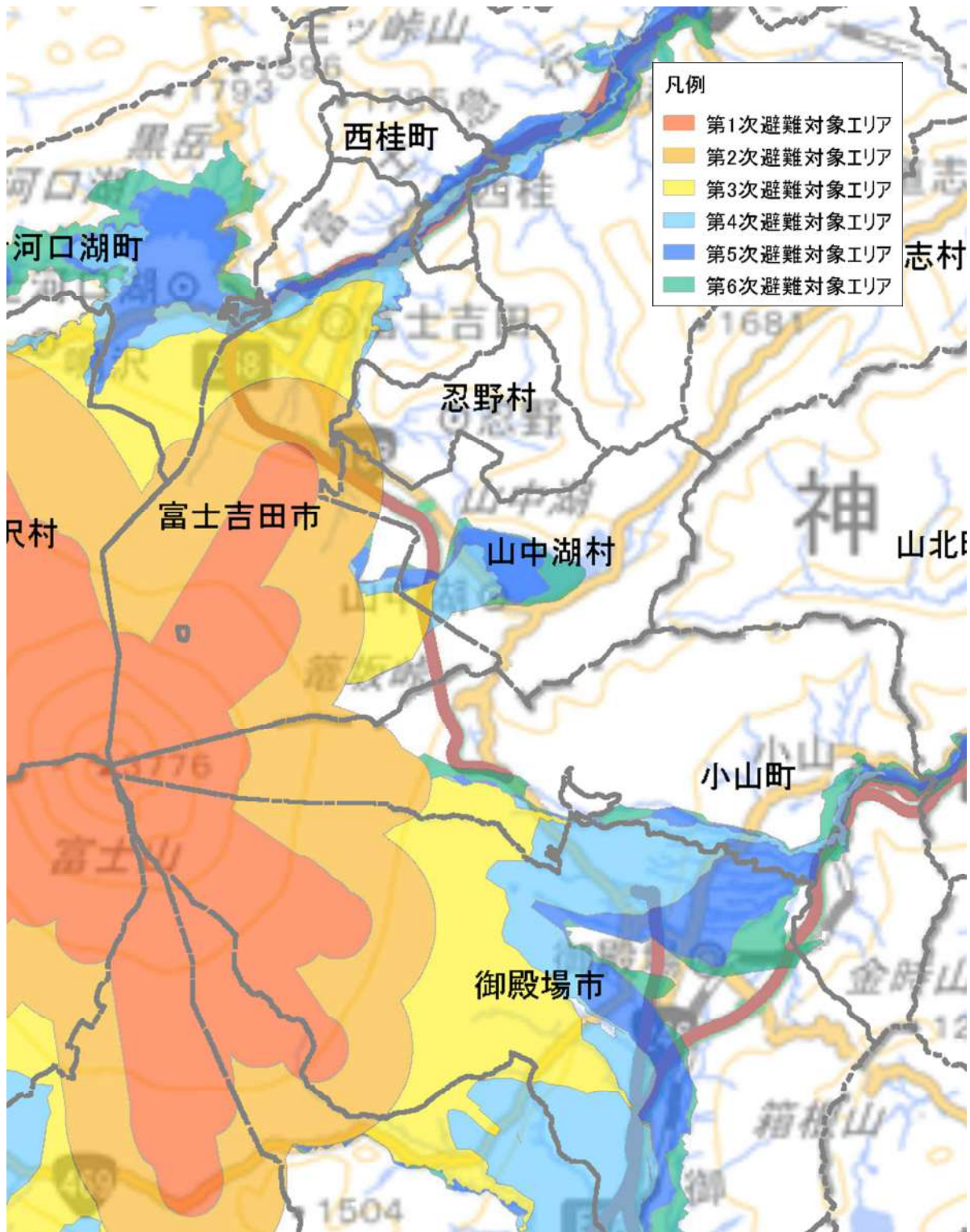
##### (1) 避難対象エリアの見直し

噴火現象の影響想定範囲は、溶岩流が最終的に到達する可能性がある範囲とし、これを第1次から第6次までの6つの避難対象エリアに区分する(表6)。

第1次避難対象エリアは、想定火口範囲とし、第2次避難対象エリアは、火砕流等や大きな噴石が到達する可能性がある範囲とする。以下、溶岩流の到達時間により第3次から第6次の避難対象エリアを設定した。

表6 溶岩流等避難対象エリアの設定

避難対象	対象とする範囲 (可能性マップの示す範囲)	本町の該当する区名等
第1次避難対象エリア	想定火口範囲	山小屋
第2次避難対象エリア	火砕流・火砕サージ、大きな噴石が到達する可能性のある範囲	東富士演習場
第3次避難対象エリア	溶岩流が3時間以内に到達する可能性がある範囲	富士学校・雲雀ヶ丘区
第4次避難対象エリア	溶岩流が24時間以内に到達する可能性がある範囲	一色区・用沢区・上古城区・吉久保区・大胡田区・下古城区・菅沼区・茅沼区・大脇区・谷戸区・小山1区・小山2区・音淵区・落合区・生土区・宿区・所領区
第5次避難対象エリア	溶岩流が7日間以内に到達する可能性がある範囲	小山3区・小山4区・藤曲区・中島区
第6次避難対象エリア	溶岩流が最終的(最大で57日間)に到達する可能性がある範囲	上本町区・下本町区・下原区・南藤田区・坂下区・向方区
降灰シミュレーション(気象庁)等で示されたエリア	降灰30cm以上の降灰を予想する範囲(該当する区はその都度変動の可能性はある。)	(上記の区名等のほか) 緑ヶ丘区・東原区・柳島区・湯船区・原向区・棚頭区・大御神区・中日向区・上野区・阿多野区・桑木区・新柴区
備考	1. 融雪型火山泥流ドリルマップにおいて事前の避難が必要な区域は、積雪期においては第2次避難対象エリアとして扱い必要な避難対応を実施する。2. 須走地区(下線の区)は第3次避難対象エリア～エリア外の地域が混在するが、町中心部と隔離していること、町中心部への避難経路が限定され孤立しやすい特性があることをふまえ、本対象エリアの表にとらわれることなく、地区全体としての避難を含めて検討することとする。	



※出典：国土地理院タイル

図2 溶岩流等の影響想定範囲と避難対象エリア

## 1-2 自主的な分散避難の呼びかけ

富士山ハザードマップの改定により、噴火現象の影響範囲が市街地方面へ拡大され、避難対象者数が増加した。

当然ながら、避難者数が減少すれば、渋滞も抑制され円滑な避難が可能となり、応急対策においても限られた資源を集中し、より迅速な対応が期待できる。

このため、本計画においては、自家用車による避難を希望し、親族・知人宅や遠方の宿泊施設などへ身を寄せても生活が維持できる住民を対象として、「地域のスリム化」のために避難行動要支援者の避難開始時期より前の予兆観測後の早い段階で自主的な分散避難を積極的に呼びかけることとした。

ただし、富士山火山災害における自主的な分散避難は、原則として噴火警戒レベル1～3までの対応とし、市街地における避難行動要支援者の避難時期との重複を避けることとする。

## 1-3 富士山火山における避難の全体イメージ

第1次避難対象エリアから第6次避難対象エリアまでの避難時期、移動手段等をまとめると表7表及び表8のとおりである。

なお、詳細は「4 噴火現象別の避難の考え方」に示す。

富士山火山における避難の全体イメージ

※それぞれの地域特性を考慮し必要に応じて調整



表7 富士山火山における避難の全体イメージ

避難対象エリア	第1次避難対象エリア	第2次避難対象エリア	第3次避難対象エリア	第4次避難対象エリア	第5次避難対象エリア	第6次避難対象エリア
対象とする範囲	想定火口範囲	火砕流、火砕サーズ、大きな礫石が到達する可能性がある範囲 積雪期：融雪型火山泥流の一部	溶岩流が3時間以内に到達する可能性がある範囲	溶岩流が24時間以内に到達する可能性がある範囲	溶岩流が7日以内に到達する可能性がある範囲	溶岩流が最終的に到達する可能性がある範囲
対象者等						
避難時期	噴火警戒レベル1～3のうち1～3のうち1に帰宅を開始(登山者は、解放情報(臨時)で下山)					
移動手段	登山者は、五合目からはバス又は徒歩 観光客は、入城した手回による					
避難先	自宅等 (登山者、観光客、別荘利用者、求職者は、影響範囲外の自宅へ帰宅することを原則とする)	レベル4	レベル4	レベル4	入城した手回による	
避難時期						
移動手段						
避難先						
避難時期						
移動手段						
避難先						
避難時期						
移動手段						
避難先						
対象とする噴火現象	融雪型火山泥流【ハザードマップでは、積雪量50cmを想定しているため、特に積雪量が多い場合は、広く避難させる必要がある。】					
避難行動要支援者・一般住民とも	避難済み(逃げ遅れが生じた場合、救出救助) 【積雪期】「融雪型火山泥流ハザードマップ(危険度区分)」事前の避難が必要な区域では噴火前に避難					
対象とする噴火現象	降灰後土石流【噴火後の緊急調査結果に基づき避難】					
避難行動要支援者・一般住民とも	避難済み(逃げ遅れが生じた場合、救出救助) 国土交通省が行う緊急調査結果を参考とするが、降灰後に降雨があった場合、緊急調査結果を待たずに、溪流付近からは速やかに立ち退き避難					
対象とする噴火現象	降灰【降灰後土石流の影響範囲を除く】					
避難行動要支援者・一般住民とも	避難済み(逃げ遅れが生じた場合、救出救助) 原則として、自宅または近隣の堅牢な建物内での屋内退避。溶岩流の流下・近隣での火災や極めて大規模な降灰のため立ち退き避難を実施する場合は、徒歩により移動					

※1 「観光客等」とは、登山者、観光客、別荘利用者、居所としている者を除く。通勤・通学等のための乗車者など富士山周辺以外に生活の拠点を有する者  
 ※2 ここで記載する避難行動要支援者は、自宅で生活する者を想定。避難完了までに特に時間を要する入居、入所者の対応例は、第3編第3章2. 避難行動要支援者等への避難支援に示す  
**上記の他、噴火前の分散避難を実施する場合、噴火警戒レベル3までの間は、避難対象エリアに関わらず自家用車の使用が可能**

表8 富士山火山における避難の全体イメージ（噴火警戒レベル別）

富士山火山における避難の全体イメージ						
※それぞれの地域特性を考慮し必要に応じて調整						
噴火警戒レベル別の対応						
避難対象エリア	第1次避難対象エリア	第2次避難対象エリア	第3次避難対象エリア	第4次避難対象エリア	第5次避難対象エリア	第6次避難対象エリア
噴火警戒レベル	対象とする範囲	想定火口範囲	溶岩流、火砕サージ、木きな噴石が到達する可能性がある範囲 噴霧期、噴霧型火山流の一部	溶岩流が9時間以内（到達する可能性がある範囲）	溶岩流が24時間以内（到達する可能性がある範囲）	溶岩流が7日以内（到達する可能性がある範囲）
レベル1	平時（活火山であることに留意）					
解説情報【臨時】	住民	情報収集体制（行政機関から出される情報に注意）				
	観光客等	登山者は下山。登山者は下山。第4次避難対象エリアまでに滞在する観光客等はレベル1～3のうち1～3のうちに帰宅	情報収集体制（行政機関から出される情報に注意）			
レベル3	分散避難	影響範囲外への自主的な分散避難を希望する住民は、分散避難を実施 この場合、避難対象エリアに関わらずレベル1～3のうち1～3のうちは自家用車を利用可				
	住民	避難行動要支援者、一般住民とも避難	児童生徒の引き渡し等			
レベル4	観光客等	第4次避難対象エリアより内側に滞在する観光客等はレベル1～3のうちに帰宅				
	分散避難	影響範囲外への自主的な分散避難を希望する住民は、分散避難を実施 この場合、避難対象エリアに関わらずレベル1～3のうちは自家用車を利用可				
レベル5	噴火直後	避難済み	避難行動要支援者は避難			
		※ 逃げ遅れが生じた場合、救出救助	避難行動要支援者は避難 一般住民とも避難			
噴火状況判断後		避難済み	避難行動要支援者は避難 一般住民は情報収集体制			
		※ 逃げ遅れが生じた場合、救出救助	避難行動要支援者は避難 一般住民は避難開始			
		※ 逃げ遅れが生じた場合、救出救助		溶岩流の流下方向は避難（降灰が生じた場合、車内での移動は困難となるため、徒歩で避難）		
		救出救助		溶岩流の可能性がある区域からの避難 （緊急調査結果が出される前に降灰があった場合、溪流付近からは立ち退き避難）		
		救出救助		降灰時は、原則、自宅又は近隣の堅牢な建物内での屋内避難 ただし、大規模な降灰や溶岩流の流下、近隣の火災発生など立ち退き避難を要する場合は、徒歩で移動		

※ 上記は、原則的な対応を示したものであり、各市町村が地域特性を考慮した上で、避難時期や移動手段を判断し、それぞれの計画とすることを想定している。



## 2 噴火シナリオ

平時から噴火、火山活動の終息まで段階に応じた対応を関係機関と共有できるよう噴火シナリオを作成した（図3）。富士山噴火においては必ずしもその現象が事前に特定されず、様々なシナリオが生起することに留意する必要がある。

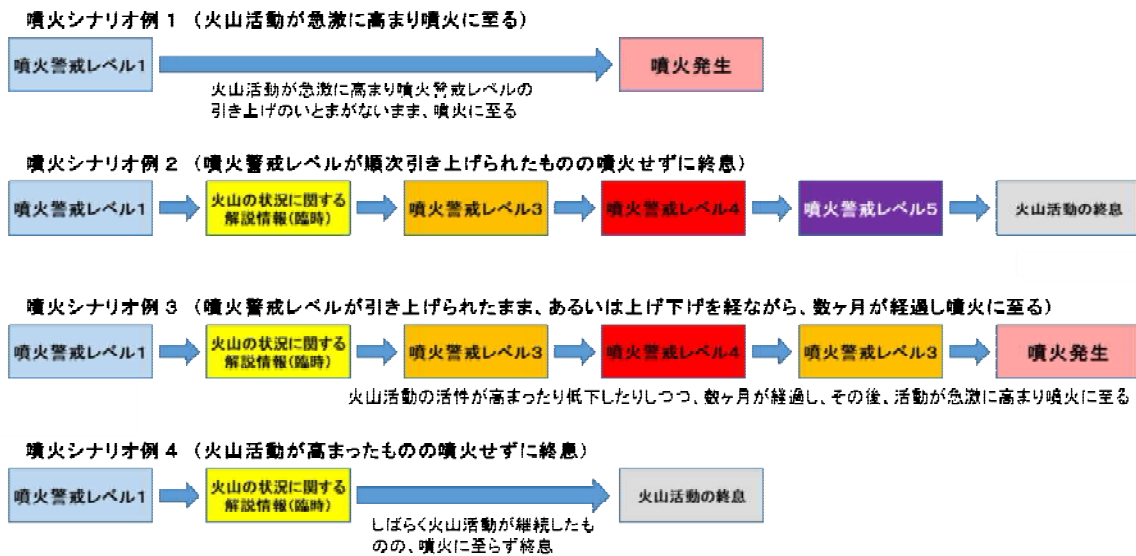


図3 様々な噴火シナリオの例

## 3 避難先の考え方

本計画における「広域避難」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第61条の4第3項に規定する広域避難及び同法第86条の8第1項に規定する広域一時滞在をいう。

噴火前において、予兆現象の状況等により避難が必要な場合は、町内の指定避難所を避難先として避難する。

噴火後に、噴火態様が溶岩流であり、火口位置が特定された後は、影響範囲外まで避難しなくとも、流下範囲（幅）から離れることで安全が確保できるため、近隣へ避難することによる住民の負担軽減、くらしへの配慮が必要となることも考慮し、避難対象エリアに関わらず溶岩流の影響がない地域へ避難することを基本とする。

一方で、噴火の規模や大規模降灰の発生によっては、町外への広域避難が必要となる場合が想定される。その際の広域避難は、まずは、火山災害警戒地域の指定の有無に関わらず隣接市町への避難を基本とし、火山活動の状況、地理的要因、避難者の希望等から、同一県内の市町村や県外への避難が必要な場合には、県に要請する。

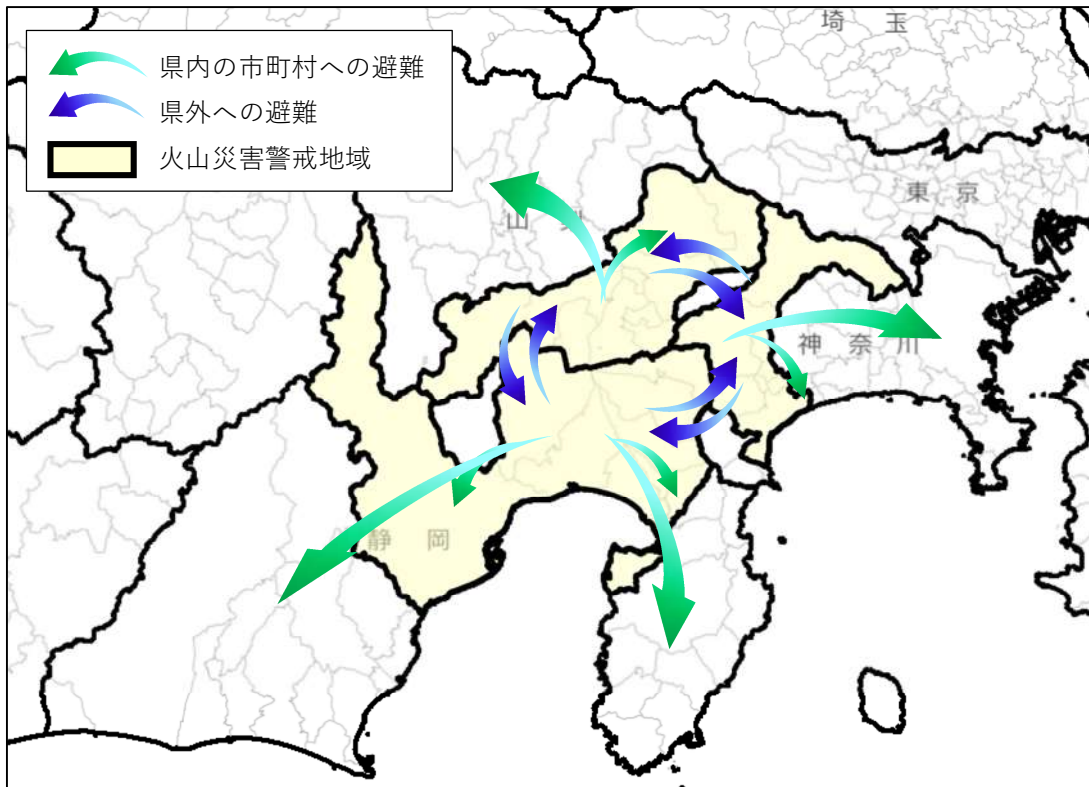


図4 広域避難先の避難イメージ



図5 溶岩流の流下パターン図

【県資料抜粋】

噴火開始直後の流下パターン避難の場合の避難先

	避難実施市町	避難者数	受入市町
A	小山町、御殿場市	14,371	A沼津市、三島市、清水町、長泉町 B熱海市、伊東市、伊豆市、伊豆の国市、函南町
B	小山町、御殿場市	5,601	B熱海市、伊東市、伊豆市、伊豆の国市、函南町 西麓 富士市、富士宮市
C	御殿場市、裾野市	37,821	B熱海市、伊東市、伊豆市、伊豆の国市、函南町
D	裾野市、長泉町、沼津市	40,307	西麓 富士市、富士宮市
E	裾野市※、富士市	28,649	A沼津市、三島市、清水町、長泉町 B熱海市、伊東市、伊豆市、伊豆の国市、函南町 D静岡市 E島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町 西麓 富士宮市のみ
F	富士市	4,385	A沼津市、三島市、清水町、長泉町 D 静岡市 西麓 富士宮市のみ
G	富士市、富士宮市	19,478	
H	富士市、富士宮市	42,318	
I	富士市、富士宮市	79,893	東麓 御殿場市、裾野市、小山町
J	富士宮市	38,261	
K	富士宮市	44,557	A沼津市、三島市、清水町、長泉町
L	富士宮市	34,848	
M	富士宮市	12,324	D 静岡市
N	富士宮市	8,926	
O	富士宮市	1,644	

図6 噴火開始直後の流下パターン避難の場合の避難先

- ・ 県は、令和5年度静岡県地域防災計画において、噴火開始直後の流下パターン避難の場合の避難先（図6）を掲載した。上記表に基づき流下パターンA・Bにより小山町が広域避難を行う際、「受入市町」に記載された県内市町を避難先とし、県と連携の上で災害対策基本法に基づく協議を行う。
- ・ なお、流下パターンG～Oの場合は小山町が他市町の避難を受け入れる可能性があることについて、留意する必要がある。

#### 4 噴火現象別の避難の考え方

##### 4-1 火口形成、火砕流・火砕サージ、大きな噴石

###### (1) 火口形成

火口とは、地下のマグマや火山ガスに運ばれた岩塊などが噴出する穴あるいは割れ目である。

避難対象エリアは、約5,600年前以降に形成された火口と山頂を結んだ線（想定火口線）から外側1kmの外周を結んだ範囲を噴火する可能性がある領域として「想定火口範囲」とする（図7）。

本町の場合、須走登山道5合目から山頂付近に当たる第一次避難対象エリアについては、噴火警戒レベル3において、第一次避難対象エリアより外側への避難とする。



※出典：富士山ハザードマップ（改定版）検討委員会報告書（令和3年）

図7 噴火規模毎の想定火口範囲

## (2) 火砕流・火砕サージ

火砕流は、高温の火山灰や岩塊、空気や水蒸気が一体となって高速で山体を流下する現象であり、大規模な場合は、地形の起伏にかかわらず広範囲に広がり、通過域を焼失、埋没させる噴火現象である。また、火砕サージは、火山灰まじりの爆風で、火砕流の先端部から分離して生じる場合があり、火砕流の本体部分よりも遠方に到達することや、高温・高速の流れによる人的被害を発生させる場合がある。

なお、本計画では、火砕流と火砕サージを合わせて「火砕流等」とする。

避難対象エリアは、火砕流・火砕サージが到達する可能性の範囲とし、火砕流のドリルマップの先端を包絡する範囲から外側1kmの範囲である(図8)。

火砕流等に巻き込まれると生命の危険があるが、その流下速度は時速数十kmから百数十kmと高速であり、噴火前に影響範囲外への避難とする。(表9)

**表9 火砕流等からの避難**

火砕流等の影響範囲 = 第2次避難対象エリア(須走登山道旧馬返付近～須走登山道5合目)

避難者の区分	避難開始時期	移動手段	避難先
避難行動要支援者	レベル4	車両	第3次避難対象エリアより外側 ※
一般住民	レベル4	車両	第3次避難対象エリアより外側

※ 避難行動要支援者の避難先選定においては、当該地域への溶岩流到達までに想定される時間的猶予や避難を拡大する場合の移動手段の確保状況を踏まえ決定する。

## (3) 大きな噴石

大きな噴石とは、噴火によって火口から吹き飛ばされる防災上警戒・注意すべき大きさの岩石のうち、概ね20～30cm以上の、風の影響をほとんど受けずに弾道を描いて飛散するものをいう。

避難対象エリアは、風の影響をほとんど受けず弾道を描いて飛散する概ね20～30cm以上の岩塊が到達する範囲とし、大規模噴火の想定火口範囲から4km、中小規模の想定火口範囲から2kmの範囲である(図9)。

大きな噴石は、噴火と同時に飛散することがあり、速度が速く、直接身体に当たれば死傷(外傷、熱傷)し、かなり堅牢な建物でなければ破壊されることもあるので、噴火前に影響範囲外への避難とする。

※出典：富士山ハザードマップ（改定版）検討委員会報告書（令和3年）

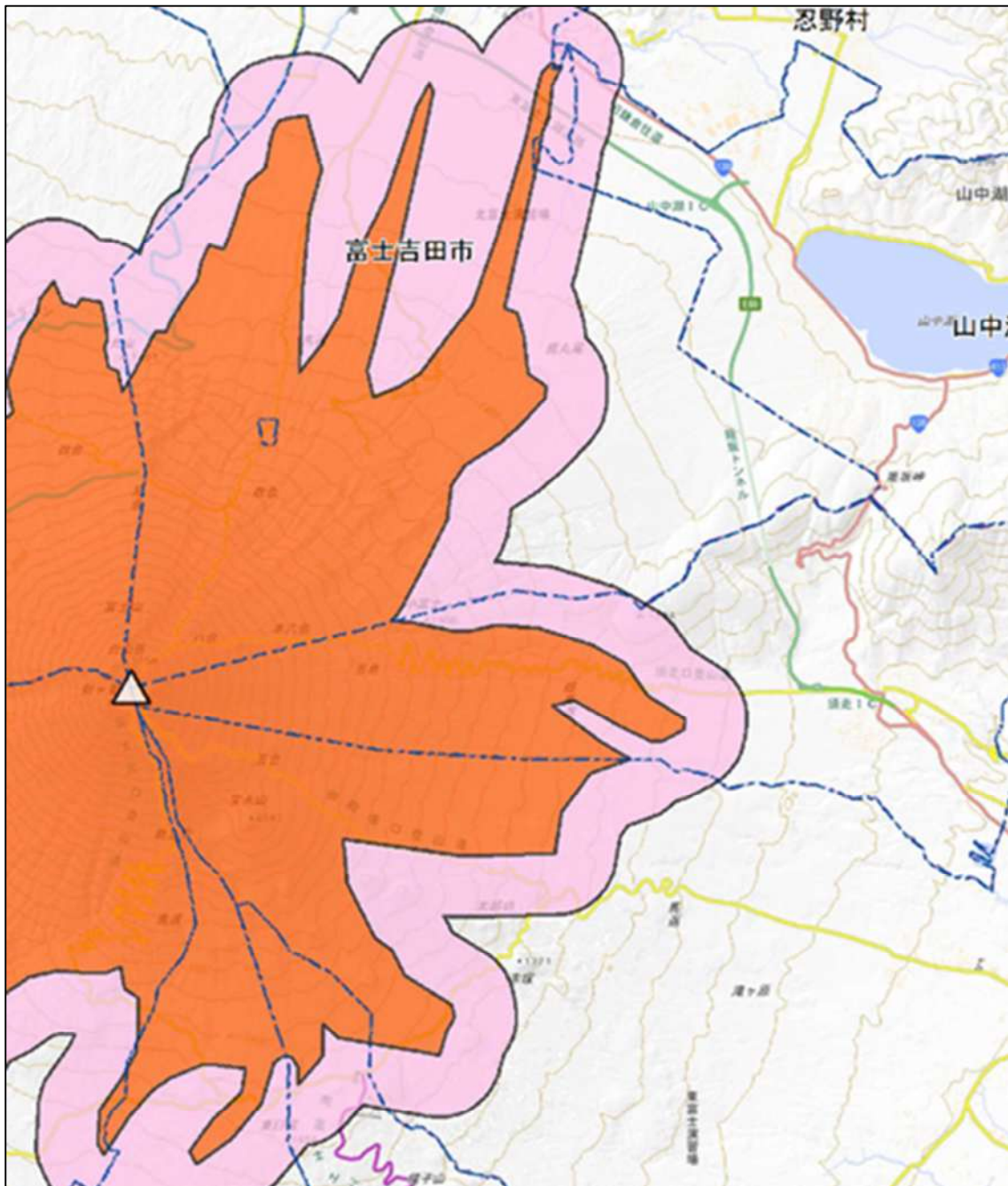


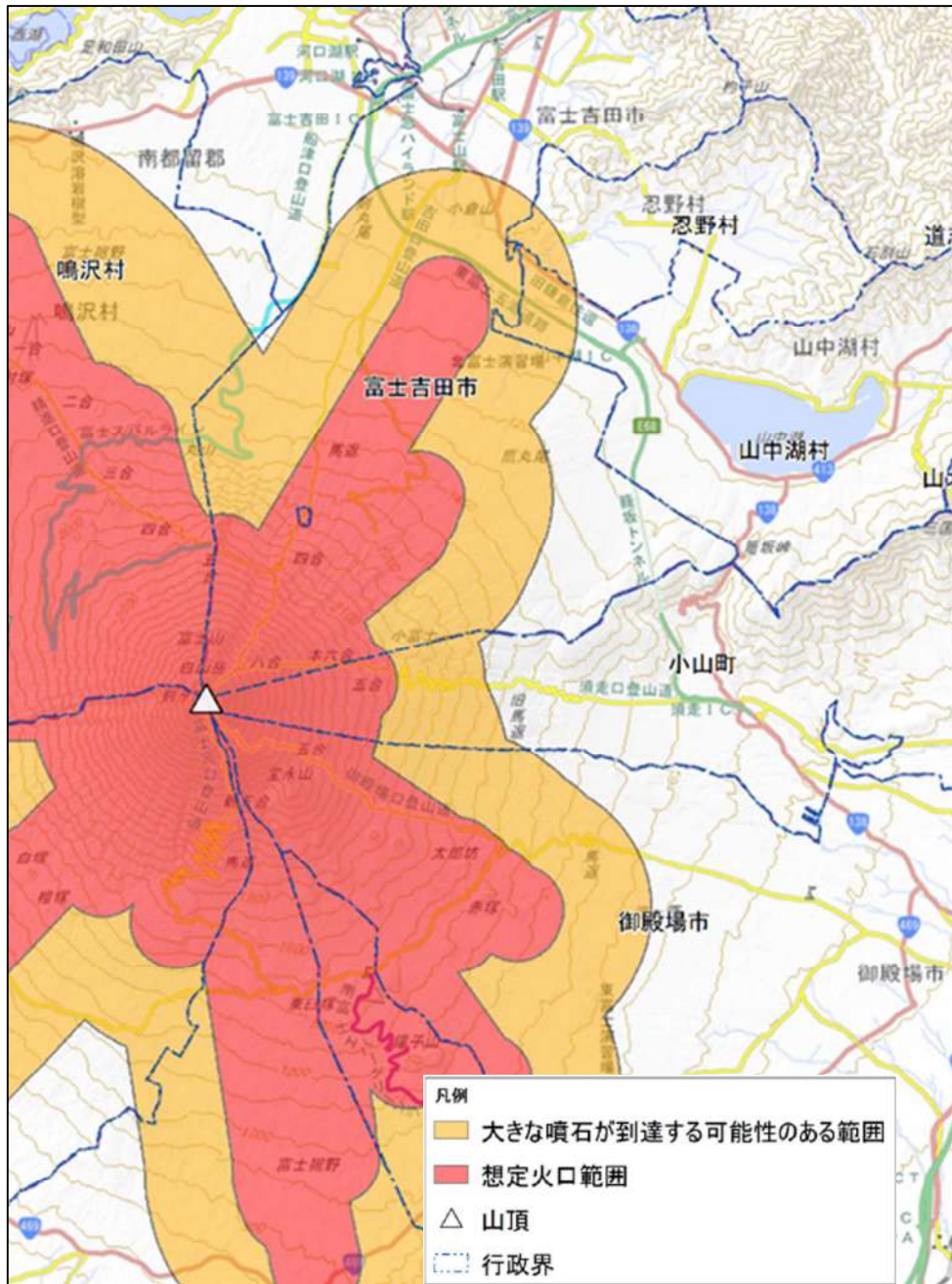
図8 火砕流・火砕サージ可能性マップ

表10 大きな噴石からの避難

大きな噴石の影響範囲 = 第2次避難対象エリア（須走登山道旧馬返付近～須走登山道5合目）

避難者の区分	避難開始時期	移動手段	避難先
避難行動要支援者	レベル4	車両	第3次避難対象エリアより外側 ※
一般住民	レベル4	車両	第3次避難対象エリアより外側

※ 避難行動要支援者の避難先選定においては、当該地域への溶岩流到達までに想定される時間的猶予や避難を拡大する場合の移動手段の確保状況を踏まえ決定する。



※出典：富士山ハザードマップ（改定版）検討委員会報告書（令和3年）

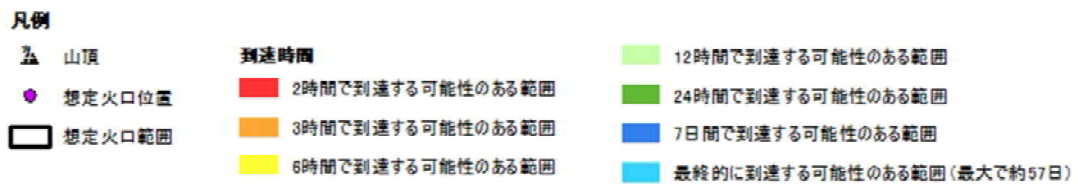
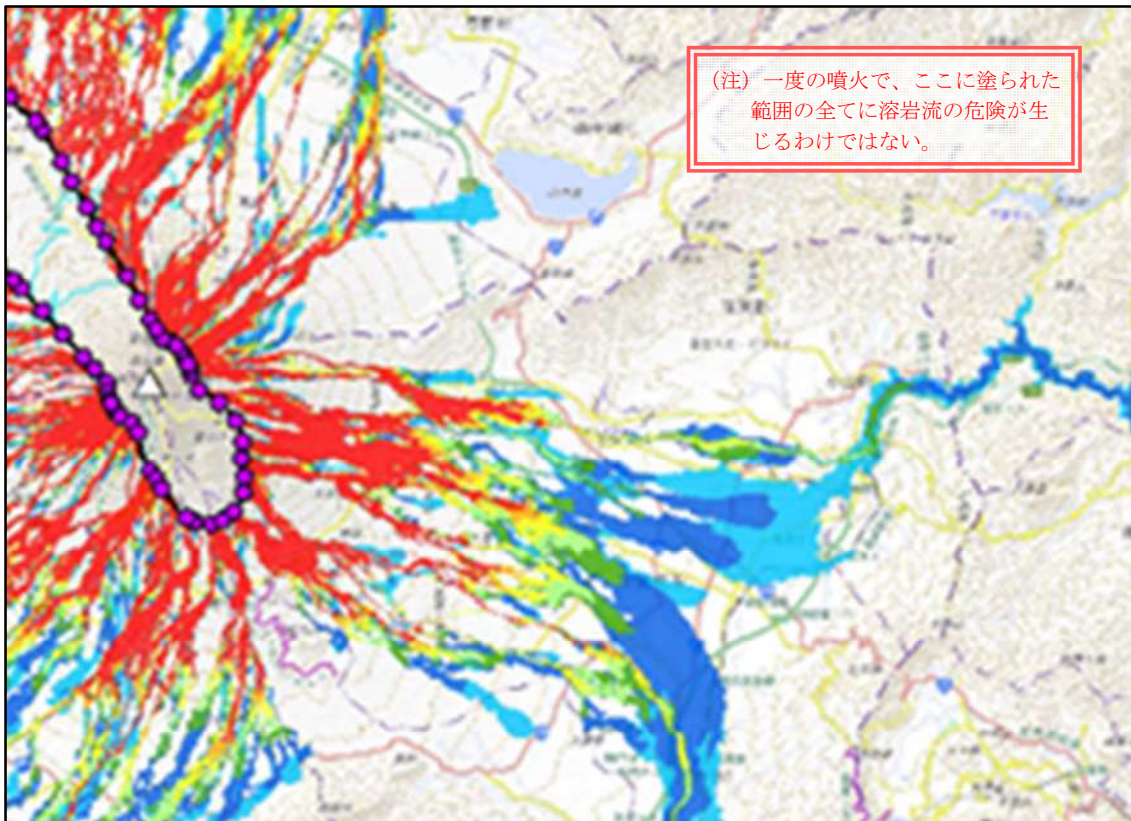
図9 大きな噴石可能性マップ

#### 4-2 溶岩流

溶岩流は、火口から噴出したマグマが重力によって地表を流下する現象で、マグマの物性や噴出率等によって、流れる速度や厚さは大きく変化する。

避難対象エリアは、大規模、中規模、小規模噴火のドリルマップ図（図10に大規模噴火の場合のドリルマップを例示）による、同一時間経過後に溶岩流が最も遠くまで到達する範囲である（図11）。

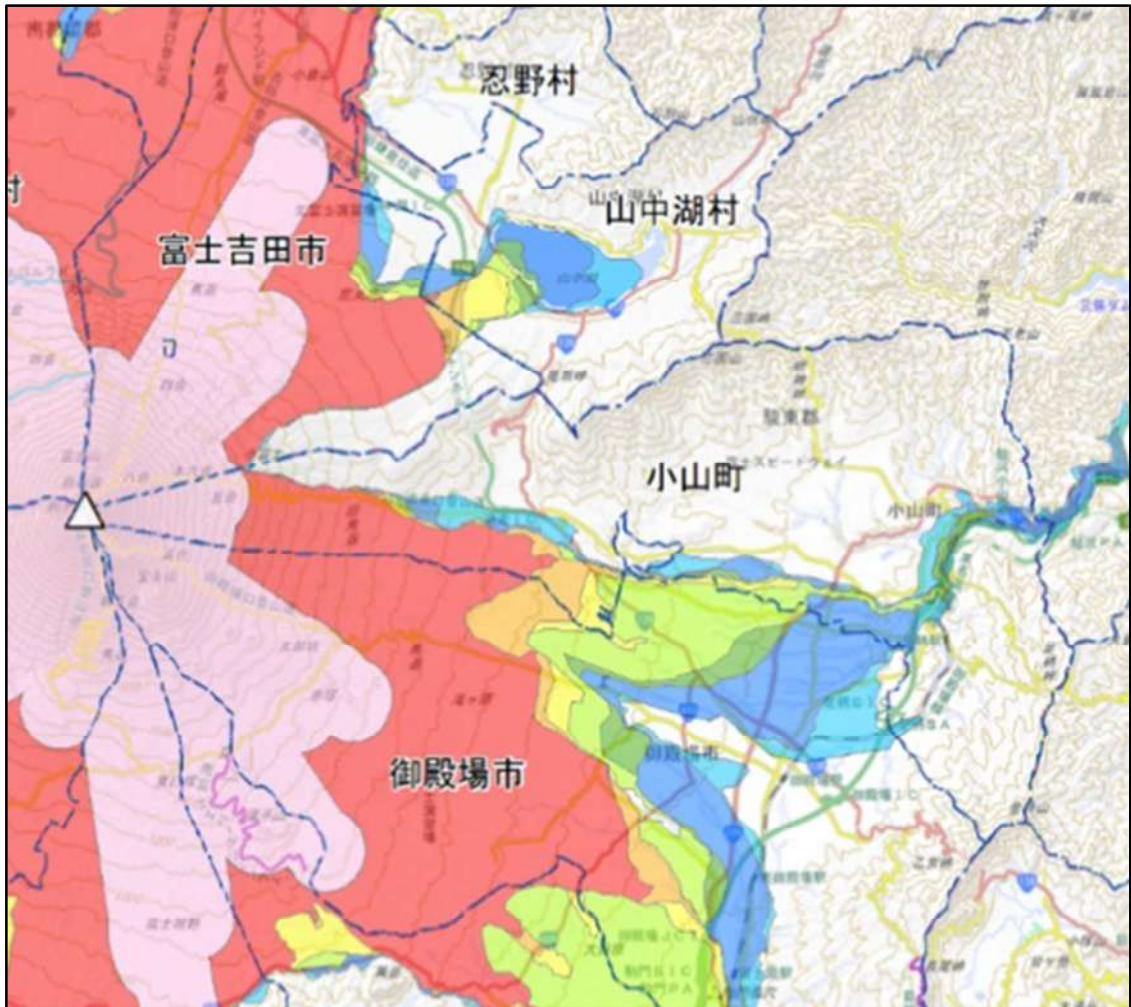
溶岩流の速度は比較的遅いため、一般住民にとっては、溶岩流の流下状況に応じ段階的に避難することとする。



※出典：富士山ハザードマップ（改定版）検討委員会報告書（令和3年）

図10 溶岩流ドリルマップ（大規模噴火による溶岩流の到達時間）





※出典：富士山ハザードマップ（改定版）検討委員会報告書（令和3年）

図 1 1 溶岩流可能性マップ

(1) 避難開始基準

溶岩流は、生命への危険性は高いが、流下速度が比較的遅く居住地域に影響が及ぶまでには時間的猶予があるため、一般住民については、噴火発生後の避難とし、溶岩流の流下状況に応じた段階的な避難とする。

**表 1 1 溶岩流からの避難**

溶岩流の影響範囲 = 到達可能性時間に応じて第3次～第6次避難対象エリアに区分

※第1次及び第2次避難対象エリアは、それぞれ想定火口範囲、火砕流等及び大きな噴石の避難による。

避難対象	説明
影響想定範囲	可能性マップの示す範囲
避難対象エリア	溶岩流の流下が予想される範囲 (想定される最短の到達時間ごとにエリアを区分)

避難対象 エリア	避難者の属性	避難開始時期	移動手段	避難先
第3次	避難行動 要支援者	レベル4	車両	第3次避難対象エリアより 外側 ※
	一般住民	噴火直後 (必要な範囲)	徒歩又は自家用車	溶岩流の流下範囲外
第4次	避難行動 要支援者	噴火直後	車両	避難対象エリアに関わらず 溶岩流の流下範囲外
	一般住民	噴火状況 判明後 (必要な範囲)	徒歩又は自家用車	避難対象エリアに関わらず 溶岩流の流下範囲外
第5次 及び 第6次	避難行動 要支援者	噴火状況 判明後 (必要な範囲)	車両	避難対象エリアに関わらず 溶岩流の流下範囲外
	一般住民	噴火状況 判明後 (必要な範囲)	徒歩又は自家用車	避難対象エリアに関わらず 溶岩流の流下範囲外

※ 避難行動要支援者の避難先選定においては、当該地域への溶岩流到達までに想定される時間的猶予や避難を拡大する場合の移動手段の確保状況を踏まえ決定する。

**ア) 噴火前**

第3次避難対象エリアの避難行動要支援者にあつては、噴火警戒レベル4で避難を開始する。

なお、一般住民にあつては、避難は噴火状況判明後に溶岩流からの避難を開始することとしているが、溶岩流の到達時間が特に短時間である地域等の地域特性を考慮し、一部地域で一般住民も自家用車等により噴火前に避難開始することを妨げない。

#### イ) 噴火開始直後

噴火開始直後は、火口の詳細な位置がすぐに特定できた場合には、得られる火口位置に関する情報に応じて必要な範囲での避難とする。

なお、天候により火口の詳細な位置をすぐに特定できない場合などには、避難対象範囲を広めに設定し、ひとまず立ち退き避難を開始し、安全が確認された時点で順次、避難対象範囲を縮小するなどの運用を検討する。

#### ウ) 噴火状況判明後

噴火状況判明後は、溶岩流の流下状況に応じた段階的な避難とし、気象庁等関係機関からの情報により、町は避難対象範囲を決定し速やかに住民に情報伝達を行う。

関係機関及び火山専門家の協議（Web 会議を含む）等により火口位置や流下方向が特定できた後は富士山ハザードマップのドリルマップを参考に避難範囲を決定する。ただし、町が避難対象範囲を決定する際には、関係機関からの最新の情報や火山専門家に助言を求める。

#### エ) 考慮すべき事項

溶岩流流下時の避難対象範囲を設定する際に次の事項についても考慮すること。

- ・溶岩流の流下範囲外であっても、道路が寸断され孤立する可能性がある地域は、溶岩流の影響を受ける前に避難させること。
- ・ガソリンスタンド、プロパンガス、ガスタンク、有害物質貯蔵施設等の位置を予め把握し、溶岩流ドリルマップに基づき必要な対応を検討する。

#### (2) 避難先

避難先は、溶岩流の流下範囲外とする。ただし、移動自体が身体的に大きな負担となる避難行動要支援者については、繰り返し避難とにならないように溶岩流等の到達範囲の外の避難先を検討する必要がある。状況によっては町外への広域避難（災害対策基本法による広域一時滞在）となる。この際、同一県内の他市町へ避難することを基本とするが、また、隣県への広域避難が必要となった場合には、県を通じ要請する。

#### (3) 溶岩流に対する避難の一例

溶岩流ドリルマップL-29に近似する噴火が発生した場合について、基本計画に示す避難要領、本町の地域の特性を踏まえた避難の一例を、資料編 別紙第4にまとめたので参照とされたい。

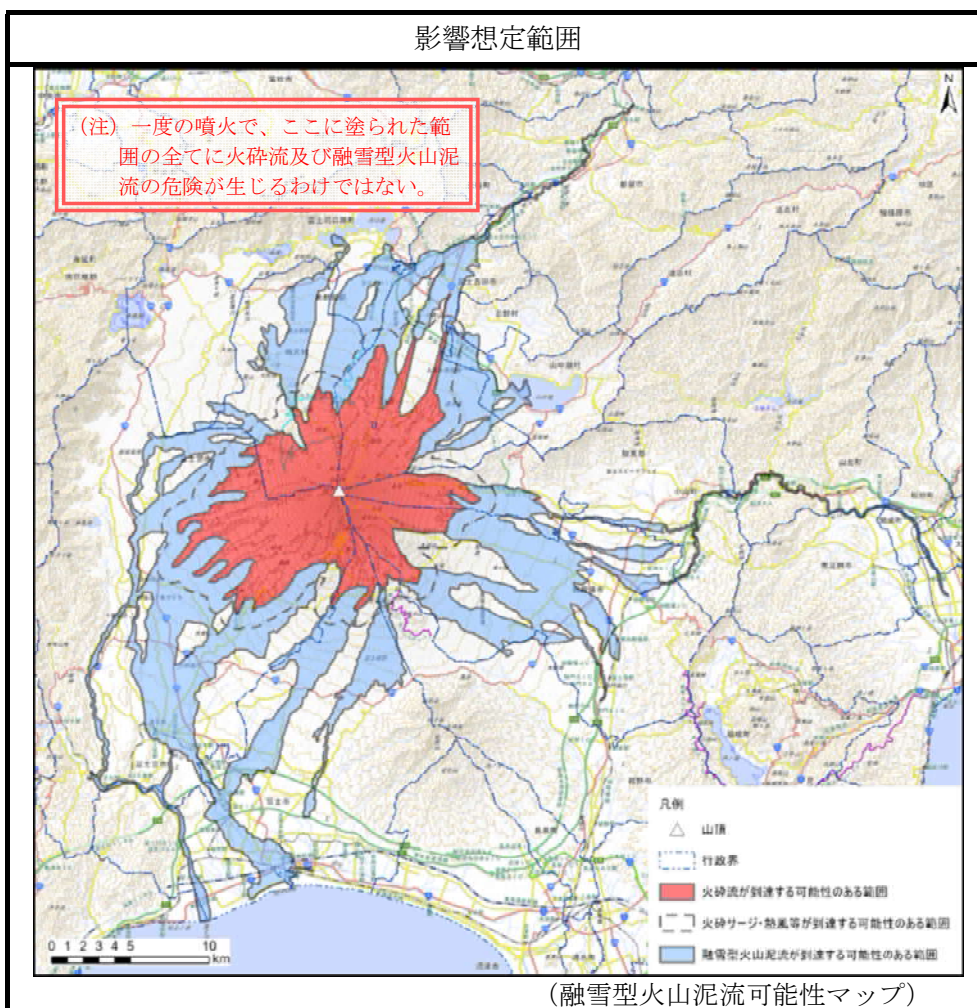
### 4-3 融雪型火山泥流

融雪型火山泥流とは、山腹に積もった雪が火砕流等の熱で一気に融けて水となり火砕物や斜面の土砂を取り込んで、高速（時速60kmを超えることもある）で流下する現象である。積雪期に噴火した場合は、融雪型火山泥流に備えて必要な避難を行う。

#### (1) 影響想定範囲と避難対象エリア

融雪型火山泥流の影響想定範囲は、融雪型火山泥流可能性マップの範囲とする（図12、表12）。

実際に融雪型火山泥流が流下する区域は谷筋に集中するため、融雪型火山泥流の避難対象エリアは、融雪型火山泥流の流下が予想される範囲とし、そのうち、融雪型火山泥流ドリルマップ重ね合わせ図（危険度区分）において事前の避難が必要な区域（図13）とされているエリアでは噴火前に立ち退き避難を行う。



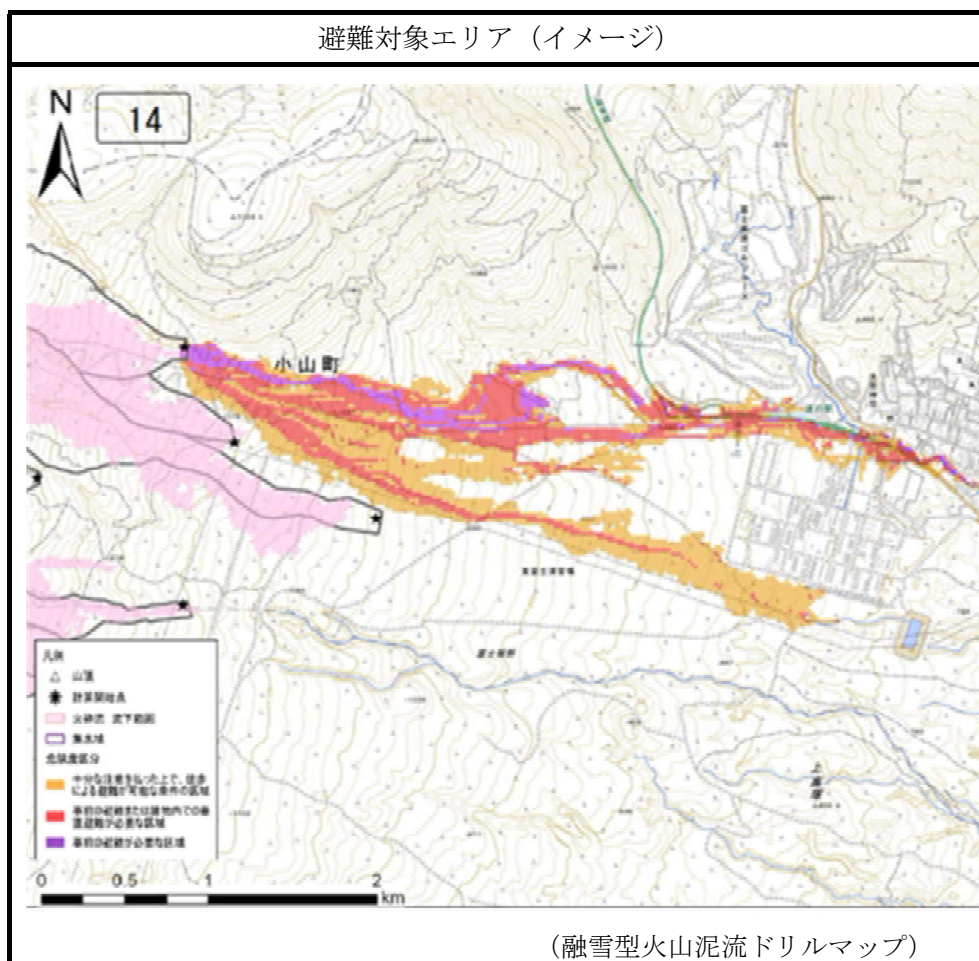
※出典：富士山ハザードマップ（改定版）検討委員会報告書（令和3年）

図 1 2 融雪型火山泥流の可能性マップ

表 1 2 融雪型火山泥流避難対象エリアの設定

避難対象	説明
影響想定範囲	可能性マップの示す範囲
避難対象エリア	融雪型火山泥流の流下が予想される範囲 (ドリルマップ（危険度区分）重ね図の「事前の避難が必要な区域」)

※融雪型火山泥流の影響想定範囲には、避難対象エリア外の部分もある。



※出典：富士山ハザードマップ（改定版）検討委員会報告書（令和3年）

図13 融雪型火山泥流のドリルマップ（危険度区分）

## （2）避難開始基準

融雪型火山泥流は避難までの時間的猶予がないため、融雪型火山泥流ドリルマップ重ね図（危険度区分）において「事前の避難が必要な区域」とされるエリアでは、積雪期には「噴火前の避難」を行う。

### ア）噴火前

噴火前は、噴火警戒レベルに基づき、必要な地域で避難を行う。なお、噴火前は火口の位置が特定できないため、積雪期には、全方位の「事前の避難が必要な区域」の全てが避難対象となる。

### イ）噴火開始直後

噴火開始直後は、関係機関による観測等で得られる火口位置や積雪の状況に応じて噴火前の避難対象エリア以外の地域での避難について検討する。

#### ウ) 避難先

避難先は、原則として融雪型火山泥流の避難対象エリア外の高所・高台や近隣の堅牢な建物内での上階とする。これは、短時間で融雪型火山泥流が到達する可能性を踏まえ、短時間に避難するためである。

なお、具体的な避難先の選定にあたっては、シミュレーション結果に加え、現地の状況や堅牢な建物に関する検討結果等を参考にする。

### 4-4 降灰、小さな噴石

火山灰は、風の影響を受けて極めて広範囲に飛散する。また、小さな噴石も風の影響を受け降下するので、併せて検討する。

#### (1) 降灰

降灰とは、噴火によって火口から上空に放出された火山灰等が地表に降下する現象である。

##### ア) 影響想定範囲と避難対象エリア

降灰の影響想定範囲は、降灰可能性マップで2 cm以上の降灰堆積深が想定される範囲とする(図14)。可能性マップは、宝永規模の噴火が発生した場合の月別降灰堆積深分布図(ドリルマップ)を12ヶ月分重ね合わせたものである。

避難対象エリアは、火口位置や噴火時点で予想される気象データ等を計算条件として気象庁が実施するシミュレーションを基に、降灰により住民生活の維持が困難となる地域を火山専門家の助言を踏まえ、総合的に判断し決定する。

特に降灰の影響は、風向きにより影響範囲が大きく変化する(図15を参照)。

よって、降灰可能性マップで特に大規模な降灰が予想される地域では噴煙柱が立ち上った直後に、緊急避難的に近隣の堅牢な建物に必要な荷物を持って駆け込み、噴火の状況を確認し避難の継続または帰宅し自宅内での屋内退避へ移行する。その後、降灰の影響の大きい山頂側地域から逐次立ち退き避難を検討する。降灰において車両を使用した避難が困難な場合は道路啓開の後、救出することを検討する。この場合は救出までの間、堅牢な建物内で待機することを基本とする。

##### イ) 避難開始基準

降灰そのものを原因として、直ちに生命に危険が及ぶことはなく、時間当たりの堆積量や継続時間の予測は困難であるが、噴火開始直後に屋内退避とし、大規模な降灰が確認又は予想された段階では立ち退き避難を検討する。

#### ウ) 避難先

避難先は、当初、自宅もしくは降灰に耐える近隣の堅牢な建物(避難対象エリア内)とする。ただし、堅牢な建物への避難後、大量降灰によって断水、停電、物資不足により生活を維持することが困難となるおそれがある場合は、避難対象エリア外へ立ち退き避難を検討する。この場合は降灰の状況、避難路の確保状況、停電や断水の発生状況など様々な要件を総合的に判断し避難先を決定する。

立ち退き避難において、町外への避難が必要な場合の避難先については「噴火開始直後の流下パターン避難の場合の避難先」(図6)を参考に受入市町との調整を行う。この際、災対法61条の

2に基づき、県に対し助言を求めるものとする。

また、降灰が生じた場合に、いわゆる「逃げ遅れ」が発生した場合、道路啓開をはじめとする応急対策の応援部隊を速やかに受け入れ、救助を行う。

なお、町は、住民が屋内退避を行うにあたり必要な物資を平時より周知する。

#### エ) 大量降灰に対する広域避難の一例

大量降灰を伴う噴火が発生した場合について、本町の地域的特性に応じ、基本計画に示す避難要領（堅牢な建物に退避）以外の立ち退き避難の一例（検討案）を、資料編別紙第5にまとめたので参照とされたい。

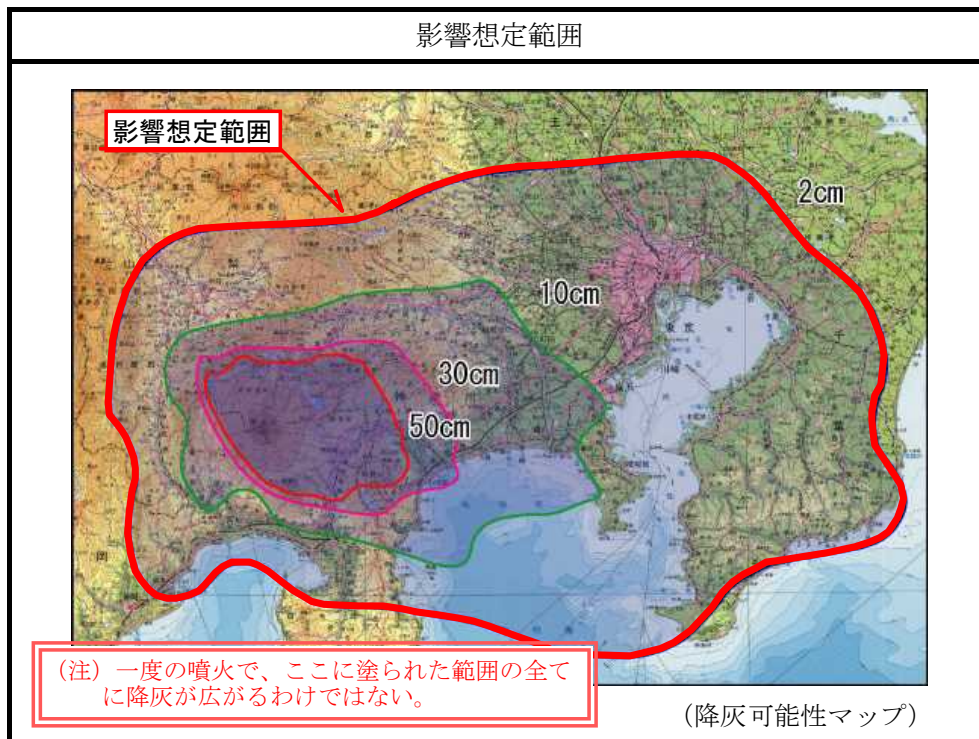


図 1 4 降灰の影響想定範囲と降灰分布の例

※宝永規模の噴火の月別降灰分布図を12ヶ月分重ね合せた図（富士山ハザードマップ検討委員会報告書（平成16年）を再掲）

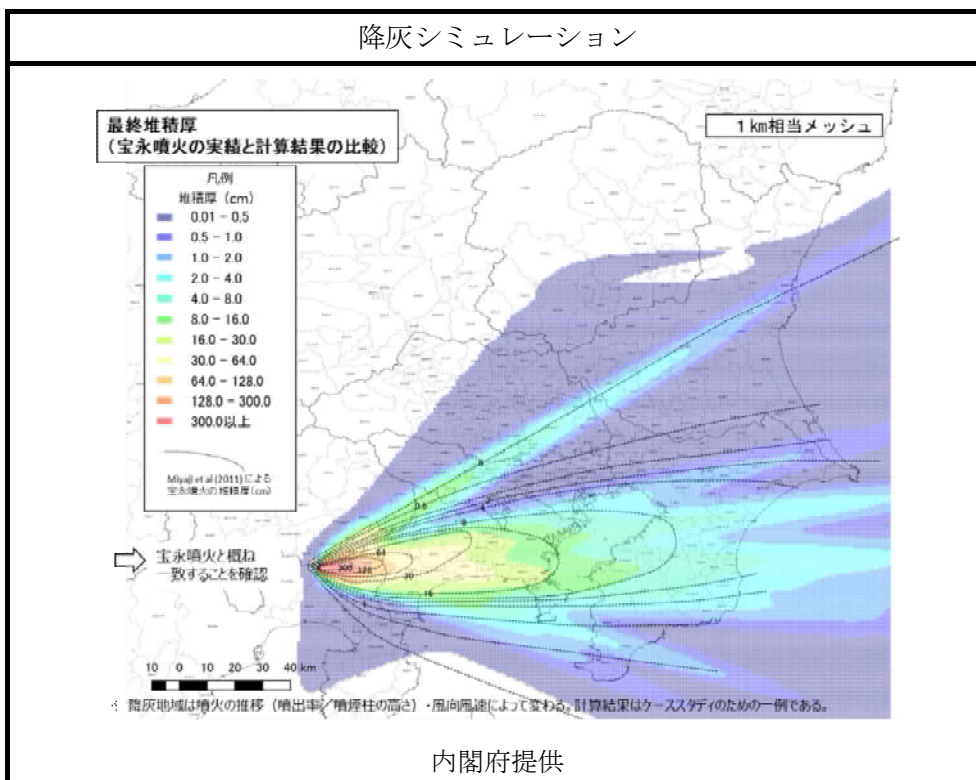


図 15 降灰の影響想定範囲と降灰分布の例

表 13 降灰避難対象エリアの設定

避難対象	説明
影響想定範囲	降灰可能性マップの示す範囲（降灰堆積厚 2 cm 以上）
避難対象エリア	大規模な降灰が生じた範囲のうち、停電、断水、物資の供給が困難なため避難が必要となる地域を噴火の推移や社会的影響などを総合的に判断し、火山専門家の助言を受け判断 ※
屋内退避対象エリア	降灰堆積深が 30 cm 未満と想定される範囲

※ このほか、溶岩流の流下が見込まれる地域では立ち退き避難を実施。

表 14 降灰時の屋内退避に備え必要となるものの例

いずれも 7 日分程度を推奨		
・食料	・飲料水（1人あたり 1日3リットルを目安）	・ヘルメット
・ゴーグル	・マスク	・手袋、軍手
・洗面用具、ウェットティッシュ	・携帯トイレ、簡易トイレ	・燃料、ライター（マッチ）
・医薬品（常備薬）		など



## (2) 小さな噴石

小さな噴石とは、直径数 cm 程度の、風の影響を受けて遠方まで流されて降る噴石のことであり、火口から 10 km 以上遠方まで流されて降下する場合もある。

直径 10 cm 程度のものが飛来することもあり、これらが人体に直撃すると非常に危険であり屋内に退避し安全を確保する必要がある。

また、直径 10 cm を超えるサイズのものには内部が高温である可能性があり、火災の原因となるため、注意が必要である。

### ア) 影響想定範囲

影響想定範囲は、気象庁が富士山上空で卓越する 4 風向（西南西、西、西北西、北西）についてシミュレーション（平成 25 年版）した結果、西南西の風が卓越した場合で、直径 1 cm 以上の小さな噴石の降下が想定される範囲とする（表 15、図 16）。

なお、図 16 は影響想定範囲の検討のために作成した資料であり、実際の噴火直後には、噴火発生から 1 時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供する降灰予報（速報）が気象庁から発表される。

また、小さな噴石の密度、粒径に幅があり終端速度が大きく変わるため、身体への危険度の基準を設定することが困難であることから、現段階において避難対象エリアは設定しない。

表 15 小さな噴石影響想定範囲の設定

避難対象	説明
影響想定範囲	1 cm 以上の小さな噴石の降下が想定される範囲

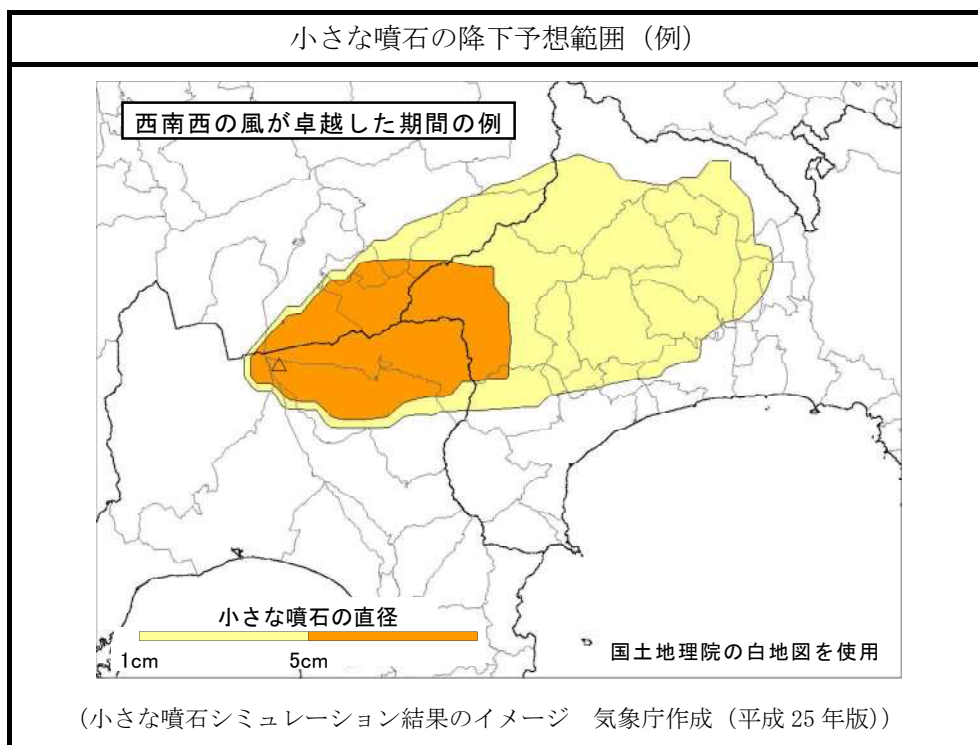
### イ) 避難開始基準

小さな噴石は、身体への影響が考えられることから、影響想定範囲内において小さな噴石が飛来してきた時点で速やかに屋内退避とする。

### ウ) 避難先

他地域の火山災害では、小さな噴石により、自動車のフロントガラスが割れるなどの被害が報告されていることから、影響想定範囲内では自宅や最寄りの建物への屋内退避とする。

なお、火災が発生し、避難している場所まで延焼する可能性がある場合は、ヘルメット、ゴーグル、マスク等を着用し、安全を確保した上で、他の施設まで徒歩による避難を含め、あらゆる手段をもって避難する必要がある。



※宝永火口で宝永規模の噴火（噴煙高度、噴火期間（2週間））が発生した場合のシミュレーション結果（図は「西南西の風が卓越した期間」の例）

**図 16 小さな噴石の影響想定範囲と降下予想範囲の例**

#### 4-5 降灰後土石流

土石流とは、斜面や溪流の土砂が水と一体となって流下する現象であり、降灰と無関係に降雨等に伴い発生する危険性がある。しかし、降灰や火砕流で流下した火山灰等が山の斜面に堆積した後に起きる土石流（以下、「降灰後土石流」という。）は、降灰と無関係に降雨によって発生する土石流より少量の降雨でも発生し、広い範囲に流出するおそれがある。

なお、降灰後だけでなく、降灰中や噴火の終息後長期間にわたって起きることや、噴火現象により上流の土地が荒廃した場合も発生することがあるので注意する。

##### （1）影響想定範囲と避難対象エリア

降灰後土石流の影響想定範囲は、降灰後土石流可能性マップの範囲（図 17）とする。これは、降灰可能性マップでの降灰堆積深 10cm 以上の範囲であり、宝永噴火後の土砂災害が、主に降灰堆積深 10cm 程度以上の範囲に集中していたことを考慮し設定されたものである。

避難対象エリアは、この影響想定範囲内に位置する土石流危険溪流の土石流危険区域、土砂災害警戒区域の範囲とする。

##### （2）避難開始基準

国土交通省から関係自治体等に通知される土砂災害緊急情報に基づき、避難開始基準を設定する。なお、その情報が発表されるまでの間は、土砂災害警戒情報等により避難の判断を行う。

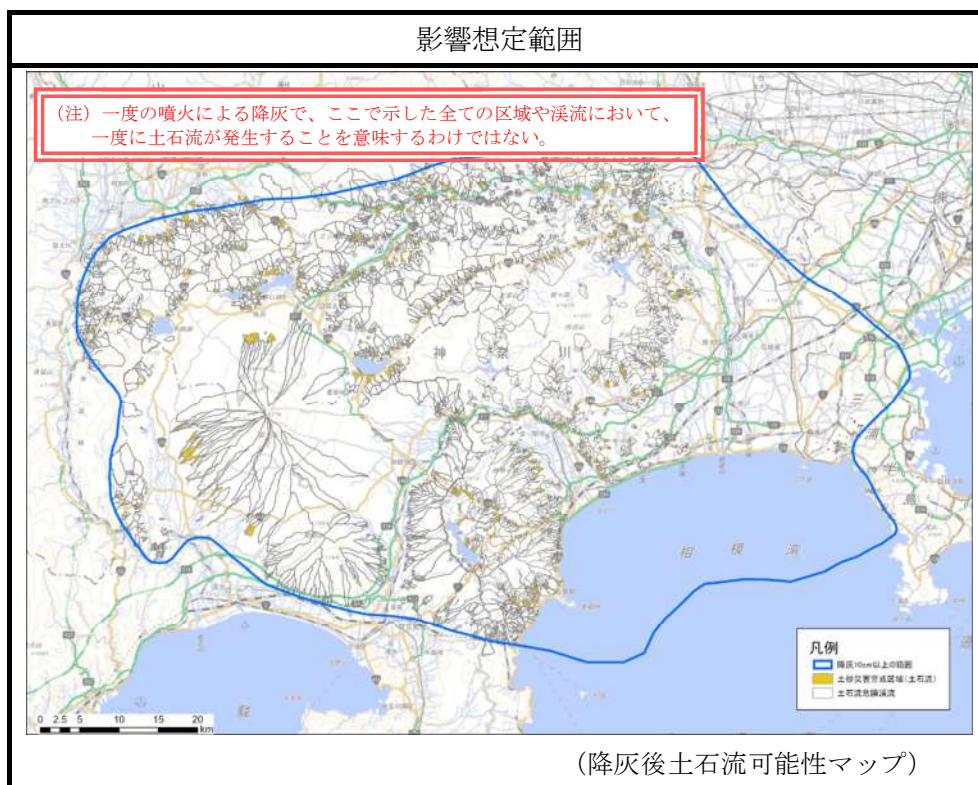
### (3) 避難先

降灰後土石流からの避難は、基本的に土砂災害と同様に対応することとし、土石流災害に対して町が指定する避難場所へ避難する。

**表 16 降灰後土石流避難対象エリアの設定**

避難対象	説明
影響想定範囲	可能性マップの示す範囲
避難対象エリア	土石流危険渓流の土石流危険区域、または土砂災害警戒区域

※1 降灰後土石流の影響想定範囲は、緊急調査の結果、可能性マップの示す範囲外に生じることもある。  
 ※2 降灰後土石流の避難対象エリアは、緊急調査の結果、「土石流危険渓流の土石流危険区域、または土砂災害警戒区域」外に生じることもある。



※富士山ハザードマップ（改定版）検討委員会報告書（令和3年）から引用

**図 17 降灰後土石流可能性の影響想定範囲**

## 5 段階別の避難の流れ

### 5-1 噴火前の避難計画

本計画においては、噴火前の避難は、避難における時間的猶予のない現象、つまり大きな噴石、火砕流等、融雪型火山泥流の一部を対象とする。

このため、各噴火現象の避難対象エリア外への立ち退き避難を原則とし、また移動手段は車両とする。噴火前は、想定火口範囲内のどこで噴火しても対応できるよう全方位避難とする。

### 5-2 噴火前の自主的な分散避難等

観光客等に対しては、噴火警戒レベル1～3の間に帰宅することを呼びかける。

また、地域を離れても生計を維持することが可能な人に対しても、早期の自主的避難を呼びかける。

火山活動が活発化した後、夜間、住民が避難所で過ごすことを希望することも想定されるため、町は必要に応じて避難所を開設する。

### 5-3 噴火開始直後の避難計画

噴火開始直後は、火口位置、噴火形態や噴火規模をすぐに把握できない場合があるため、特に溶岩流が短時間で到達する地域では、ひとまず避難行動を開始し、噴火の状況に応じて順次、避難対象範囲を解除または縮小する。

なお、噴火開始直後、町は、関係機関から出される情報に注意するとともに、観測データから概ねの火口位置が判明した場合や類似する溶岩流ドリルマップの特定や国土交通省が所管するリアルタイムハザードマップにより、詳細な溶岩流の予測流下範囲が判明した場合には、必要に応じて避難対象範囲を拡大または縮小する。

### 5-4 噴火状況判明後の避難計画

噴火状況判明後、火口の位置及び噴火形態が把握され、規模が予測できた後には、溶岩流等に対しては流下範囲及び流下により孤立が見込まれる地域において避難することとし、降灰、小さな噴石及び降灰後土石流に対しては、状況に応じた避難とする。

### 5-5 火山活動の小康期

火山活動が低下し、噴火による影響が限定される場合は、状況に応じて避難対象エリアを縮小する。

なお、噴火現象が小康状態になり噴火警戒レベルが下がった後、再度噴火現象が活発化し、噴火警戒レベルが上がる可能性も否定できないため注意を要する。

# 第3編 避難対策

## 第1章 町の対応

### 1-1 平時の対応

#### (1) 広域的な防災対策等の検討

町は、本計画をはじめとする広域的な火山防災対策について協議会を通じて共同で検討を行う。  
また、本計画の基礎としている富士山ハザードマップや気象庁が噴火警戒レベルの見直しを行う際にも協議に参加する。

#### (2) 火山防災訓練の実施

町は、関係機関と連携し火山防災訓練（図上訓練、住民避難訓練等）を継続的に実施することにより、火山災害に対する防災力の向上や意識の啓発に努め、これらの防災訓練を通じ、関係機関や地域住民との広域的な連携の強化を図る。

#### (3) 火山防災対策等の啓発

町は、地域住民等に対し、富士山で想定される噴火現象やその影響範囲、避難計画の理解促進に努め、火山災害に対する自助・共助の意識向上を図る。

また、教育委員会等の関係機関と連携して、富士山火山に関する基礎知識（火山の成り立ち、噴火の履歴、地質・地形学及び火山が与える恩恵等）について広く周知、啓発することにより、火山と共生する地域の総合的な防災力の向上に努める。

#### (4) 緊急時の協議会開催体制の構築

町は、富士山の火山活動が活発化した場合や火山噴火時に速やかに災害対策の構築及び手順の確認を平時から実施し、緊急時の速やかな情報共有体制を整備する。

### 1-2 火山活動等に異常が認められたときの対応

#### (1) 噴火警戒レベル1（活火山であることに留意）のときの対応

噴火警戒レベル1（活火山であることに留意）においても、富士山で体に揺れを感じる地震が発生する等の異常な状況が生じた場合、気象庁は「火山の状況に関する解説情報」、「富士山の火山活動解説資料」等を発表し、関係機関へ情報伝達する。町は、このような場合には、噴火等の異常事態に備えるため情報収集体制をとり、火山活動の状況や見通し等について情報を共有し、その後の防災対応を確認する。

#### (2) 噴火警戒レベル1（解説情報（臨時））のときの対応

富士山では、噴火前に火口位置が特定できないことなどから、噴火警戒レベルがレベル1から直接レベル3以上へ上がることとなっている。噴火警戒レベル1の場合において、「解説情報（臨時）」が気象庁から発表された場合、町は事前配備体制（火山）をとり、噴火等の異常事態に備えることとしている。本計画では、この段階を特に「噴火警戒レベル1（解説情報（臨時）」と表記する。

### (3) 噴火警戒レベルが引き上げられた後の対応

町は、気象庁が噴火警戒レベルを3へ引き上げた時は、第1次配備体制（災害警戒本部）をとり、火山専門家等の意見を参考に町内各機関が実施すべき防災対応の検討や情報共有を行う。

噴火警戒レベルが4に引き上げた時は、第2次配備体制（災害対策本部）をとり、防災対応を行う。

#### 1-3 噴火発生後の対応

町は、噴火警戒レベルが5に引き上げられた時、噴火現象が確認された場合は、第2次配備体制（災害対策本部）をとり、防災対応を行う。

#### 1-4 小康期の対応

町は、火山活動が小康期となり、噴火警戒レベルが引き下げられた場合、避難状況、被災地域の復旧・復興の状況等に応じて、体制の見直しを行う。

## 2 町の体制等

### 2-1 町の体制

町は、富士山噴火時の対応においては、表17により、町の体制を確立する。

表17 町の富士山噴火対応体制

噴火警戒レベル	町の体制	備考
噴火警戒レベル1	通常の業務体制	
噴火警戒レベル1（情報収集体制）	事前配備体制【火山】	
噴火警戒レベル2（引き下げ時）	事前配備体制【火山】	火口周辺規制
噴火警戒レベル3（入山規制）	第1次配備体制（災害警戒本部）	
噴火警戒レベル4（避難準備）	第2次配備体制（災害警戒本部）	
噴火警戒レベル5（避難）	第2次配備体制（災害対策本部）	
噴火後	第2次配備体制（災害対策本部）	

### 2-2 本部設置場所

町の富士山噴火時の本部設置場所は、下記の施設とする。

表18 本部設置施設

施設名	住所	備考
総合文化会館2階 集会室	小山町阿多野130	避難対象エリア外に所在
小山町役場2階 大会議室	小山町藤曲57-2	予備（噴火後20hで溶岩流下の可能性あり）

## 2-3 全町が町外避難する場合の体制

### (1) 災害対策本部と現地対策本部

大量の降灰等により、全町民が町外避難を余儀なくされた場合には、一時的に、避難先市町と本町との災害対策本部体制を分割することがある。

この場合、本部長が位置する組織を主災害対策本部とし、不在する組織を現地対策本部と区分する。この際、現地対策本部においては、副本部長または町長が指名する者が本部長となり、指揮・統制する。

### (2) 町外避難後の災害対策本部

全町が町外避難後の災害対策本部は、町民の避難先市町を考慮し、概ね避難先地域の中心付近市町と調整して決定する。

## 第2章 情報伝達

### 1 住民等への情報伝達

噴火現象の中には、短時間で居住地域に到達するものや広範囲に影響が及ぶものがあることから、住民等に対し迅速かつ適切に情報を伝達することは、避難を実施する上で非常に重要となる。

町は、住民等に対し、迅速かつ適切に情報伝達を行う。

#### 1-1 火山活動に関する情報伝達

##### (1) 噴火警報等の情報伝達の流れ

気象庁は、噴火警報等を発表したときは、各県の防災担当部局及び市町村に対しアデスオンラインやJ-ALERT等により情報伝達するとともに、その重要性に応じて報道機関への発表を行う。県は、気象庁から受け取った情報を一斉FAX等により各市町に情報伝達し、町は、一般住民等に対して、防災行政無線等により伝達する(図18)。

##### (2) 町における情報伝達

町は、噴火警報等や避難指示を、一般住民等に対し速やかに情報伝達する。この場合において、情報伝達に漏れのないよう警察や消防等と協力して確実に情報伝達するとともに、報道機関を活用した広報を行う。(図19)。

表 1 9 気象庁が発表する富士山の火山活動の状況に応じた噴火警報等

噴火前	レベル1	・火山の状況に関する解説情報 ・火山活動解説資料
	レベル1	・火山の状況に関する解説情報(臨時)
	レベル3	・火口周辺警報(レベル3、入山規制) ・火山の状況に関する解説情報 ・火山活動解説資料(警戒範囲、火山活動経過) ・降灰予報(定時)
	レベル4	・噴火警報(レベル4、高齢者等避難) ・火山の状況に関する解説情報 ・火山活動解説資料(警戒範囲、火山活動経過) ・降灰予報(定時)
	レベル5	・噴火警報(レベル5、避難) ・火山の状況に関する解説情報 ・火山活動解説資料(警戒範囲、火山活動経過) ・降灰予報(定時)
噴火後	レベル5(切替)	・噴火速報 ・噴火警報(レベル5、避難) ・噴火に関する火山観測報 ・火山の状況に関する解説情報 ・火山活動解説資料(警戒範囲、火山活動経過) ・降灰予報(速報・詳細・定時)
火山活動の小康期	レベル5~1 随時引下げ	・噴火警報・噴火予報 ・火山の状況に関する解説情報 ・火山活動解説資料(警戒範囲、火山活動経過) ・降灰予報(定時) ※レベル2以上の場合に発表

※富士山の噴火警戒レベル2は、噴火前の火山活動が高まる段階では、火口の位置を特定して限定的な警戒範囲を示すことが困難なことから発表されず、噴火後に火山活動の低下や警戒範囲が限定される場合に発表される。

※噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じて必ずしもレベル3、4、5と順に上昇して噴火に至るとは限らない。

※噴火速報は、以下の場合に発表される。

- ・ 噴火警報が発表されていない状態で噴火が発生した場合
- ・ 噴火警報が発表されている状態で、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合 ※噴火の規模が確認できない場合は発表する。
- ・ このほか社会的に影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合

※火山の状況に関する解説情報は、特にレベルの引き上げの可能性が高い場合には、情報名に(臨時)を付して発表する。



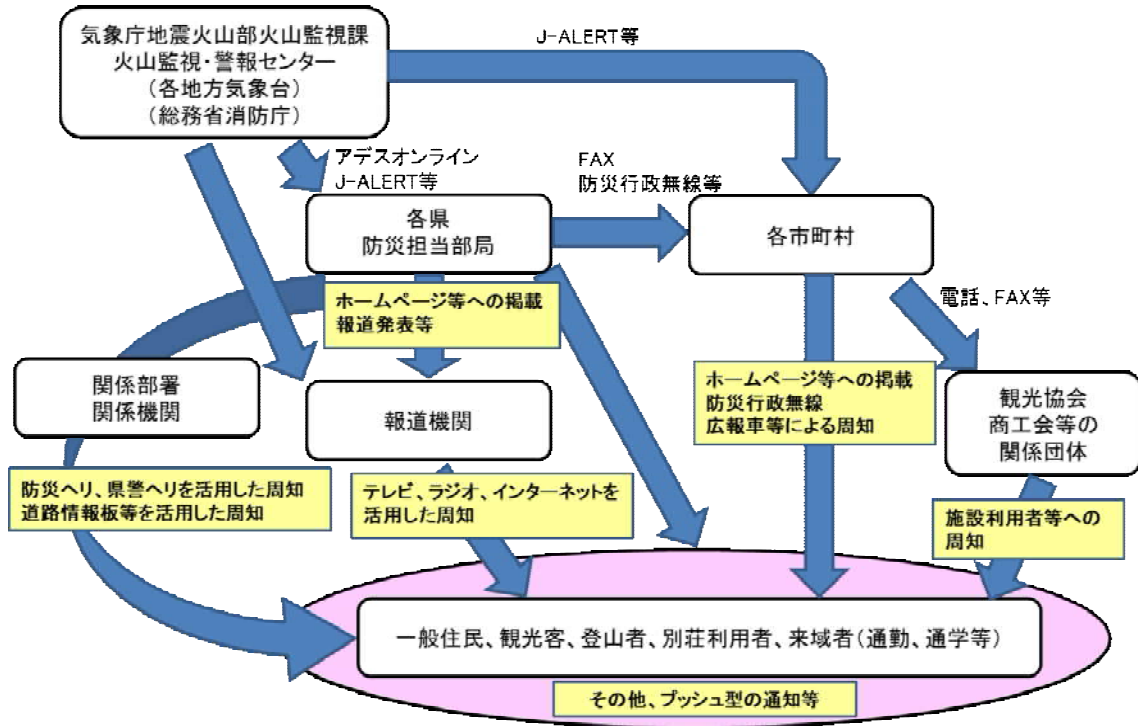


図 18 噴火警報等の情報伝達の流れ

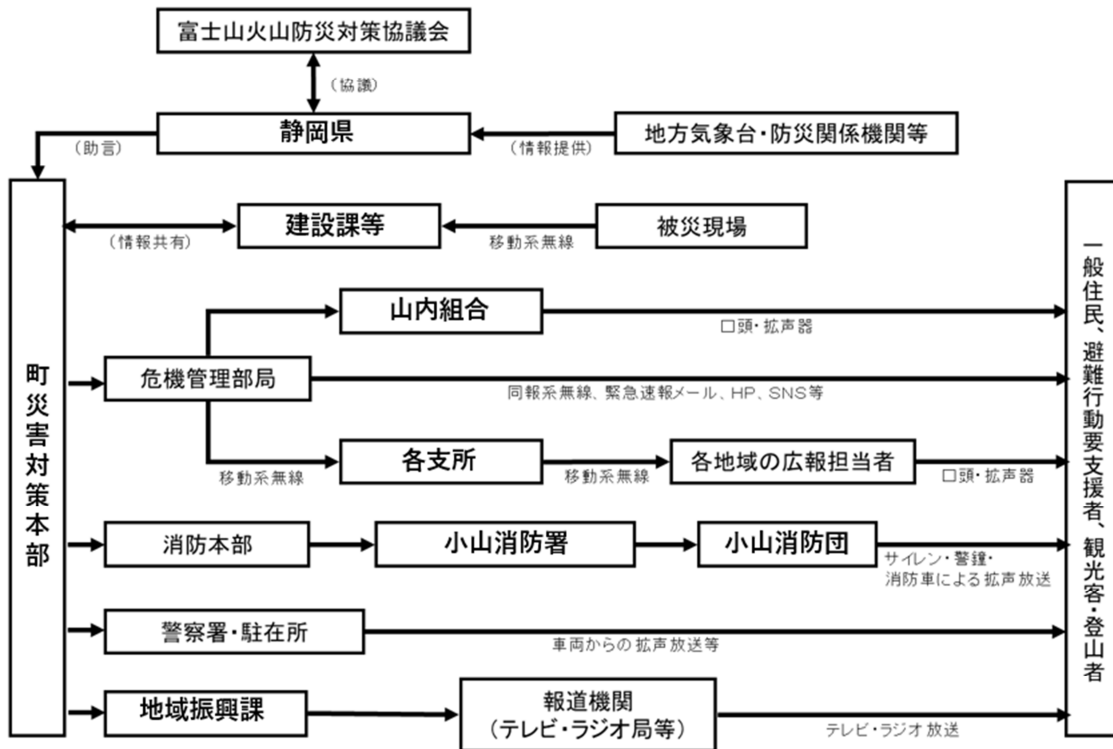
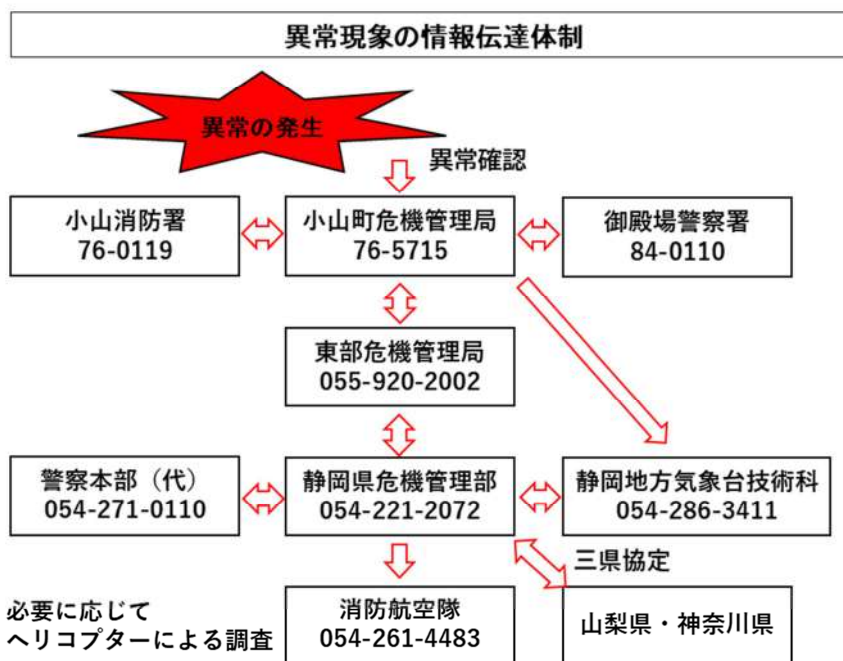


図 19 町における情報伝達系統例



**図 2 0 異常現象の情報伝達体制**

1-2 一般住民、観光客・登山者及び避難行動要支援者への情報伝達

(1) 一般住民への情報伝達

ア) 基本的な考え方

住民の避難をはじめとする防災対応を円滑に実施するため、火山活動の状況に応じた住民への速やかな情報伝達や広報は重要である。

また、適切な情報伝達は、住民の不安を和らげ、不要な混乱を避けることに繋がる。

住民が必要とする情報は、緊急性の高い噴火警報等や避難指示をはじめ、施設の復旧情報、生活支援情報など多岐に及ぶが、これらの情報は、火山活動の状況や時間経過に伴い変化することから、国、各県、市町村及び関係機関は、状況に応じた的確に情報伝達や広報を行う。

イ) 町の対応

一般住民への情報伝達に係る各機関の対応事項を表 2 0 に示す。

なお、噴火警戒レベルが一足飛びに引き上げられた場合、それまでの間に必要となる対応を全て実施する。

**表 2 0 一般住民への情報伝達に係る対応事項**

実施主体	実施内容
噴火警戒レベル 1 (活火山であることに留意)	
町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災行政無線 (屋外拡声子局、戸別受信機) の整備</li> <li>・ 町内会等及び関係機関との情報伝達体制の構築</li> <li>・ 避難対象エリアの住民への周知</li> </ul>

噴火警戒レベル1（解説情報（臨時））	
町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・五合目から上の登山者に対して登山規制</li> <li>・町内全域への広報（レベル3以降も継続）</li> <li>・噴火前の自主的な分散避難の呼びかけ（噴火警戒レベル3まで）</li> </ul>
噴火警戒レベル3	
町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1次避難対象エリア内（避難）伝達、第2次避難対象エリア内（避難準備）伝達</li> <li>・第3次避難対象エリア内の避難行動要支援者に情報伝達（避難準備）</li> <li>・状況に応じ、避難指示の発令（レベル4以降も継続）</li> <li>・防災行政無線、広報車や町内会等を通じた呼びかけ（レベル4以降も継続）</li> <li>・別荘地への管理会社を通じた呼びかけ</li> <li>・警戒区域を設定した場合、町内全域へ周知（立入制限・退去命令）（レベル4以降も継続）</li> <li>・ホームページ等による広報（レベル4以降も継続）</li> <li>・問い合わせ窓口の設置（レベル4以降も継続）</li> <li>・観光協会、旅行会社、旅客輸送関係事業者、道路管理者への噴火警戒レベルの周知（レベル4以降も継続）</li> <li>・報道機関への情報提供（レベル4以降も継続）</li> <li>・道路情報板等による道路利用者への情報提供</li> <li>・噴火警戒レベル引き上げに伴い交通規制を予定している道路及び登山道の事前周知</li> <li>・道路及び登山道の通行止めの周知（レベル4以降も継続）</li> </ul>
噴火警戒レベル4	
町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2次避難対象エリア内に情報伝達（避難）</li> <li>・第3次避難対象エリア内の避難行動要支援者に情報伝達（避難）</li> <li>・（避難行動要支援者の避難を開始する地域）一般住民に対し、自家用車の使用を控える呼びかけ</li> </ul>
噴火警戒レベル5	
町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3次避難対象エリア内に情報伝達（一般住民避難準備）</li> <li>・第1次、第2次避難対象エリア内に情報伝達（安否確認）</li> <li>・第3次避難対象エリア内の避難行動要支援者に情報伝達（避難・安否確認）</li> </ul>
噴火開始直後	
町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3次避難対象エリア内に情報伝達（避難）</li> <li>・緊急速報メールの配信（噴火状況判明後も同じ）</li> <li>・ホームページ等による広報（噴火状況判明後も同じ）</li> <li>・問い合わせ窓口の設置（噴火状況判明後も同じ）</li> </ul>
噴火状況判明後	
町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火山活動の状況に応じ、第3次～6次避難対象エリア内に情報伝達（避難・避難準備）</li> <li>・避難指示を発令した地域の安否確認</li> <li>・町内全域への広報（避難が必要な範囲の周知）</li> <li>・火山活動の見通し、被害状況、応急・復旧活動等の広報</li> <li>・報道機関への情報提供</li> </ul>

## （2）避難行動要支援者への情報伝達

避難行動要支援者は、一般住民より早い段階において避難するため、早めの情報伝達が必要となる。独り暮らしの高齢者世帯などは情報が届きにくいことが想定されることから、町は、防災行政無線や広報車による広報のほか避難支援等関係者と協力し、名簿を活用した電話、FAX、訪問による方法、携帯端末等の活用など複数の手段により情報伝達を行う。

### (3) 観光客・登山者への情報伝達

観光客・登山者は、特定の観光施設に限らず広範囲に存在して情報が確実に伝わりにくい対象であり、また、一般住民と比べてより山体に近い場所にいる可能性が高いことから、噴火警報等や入山規制等の情報を速やかに伝達する必要がある。そのため、町は、防災行政無線や広報車のほか、山内屋組合等を通じた情報伝達等により、入山規制の実施や早期下山を呼びかける。

## 1-3 情報伝達例文及び広報手段

### (1) 避難情報等の情報伝達例文

町は、避難指示を発令する場合は、表 2 1 に示す例文を参考にして防災行政無線等による情報伝達を行う。

### (2) 各段階における情報伝達・広報項目

町が、各段階において一般住民等に対し情報伝達・広報を行う項目例をに表 2 2 に示す。

**表 2 1 避難情報等の情報伝達例文**

区分	情報伝達例文
登山規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こちらは広報おやまです。</li> <li>・富士山五合目から上の登山者に対する下山指示についてお知らせします。</li> <li>・「火山の状況に関する解説情報（臨時）」が発表されました。</li> <li>・本日〇〇時〇〇分をもって五合目から上に滞在する方に対して下山指示を実施します。（しました。）</li> <li>・登山者及び入山者は直ちに退去してください。</li> </ul>
入山規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こちらは広報おやまです。</li> <li>・富士山の入山規制についてお知らせします。</li> <li>・富士山の噴火警戒レベルが 3 に引き上げられました。</li> <li>・本日〇〇時〇〇分をもって入山規制を実施します。（しました。）</li> <li>・対象地区は、〇〇地区、〇〇地区…です。</li> <li>・登山者及び地区内の入山者並びに居住者は直ちに退去してください。</li> </ul>
避難準備・高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こちらは広報おやまです。</li> <li>・富士山の噴火に関する避難準備・高齢者等避難開始についてお知らせします。</li> <li>・富士山の噴火警戒レベルが 4 に引き上げられました。</li> <li>・本日〇〇時〇〇分をもって避難準備・高齢者等避難開始を発表します。（しました。）</li> <li>・対象地区は、〇〇地区、〇〇地区…です。</li> <li>・対象地区の居住者は、噴火に備えて避難の準備を始めてください。</li> <li>・避難に支援が必要な方と支援者の方については、〇〇（所定の避難先）へ避難してください。</li> </ul>
避難指示	<p>（サイレン）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・こちらは広報おやまです。</li> <li>・富士山の噴火警戒レベルが 4 に引き上げられました。</li> <li>・本日〇〇時〇〇分をもって避難指示を発令しました。</li> <li>・対象地区は、〇〇地区、〇〇地区…です。</li> <li>・対象地区の居住者は所定の避難先へ避難してください。</li> </ul>

警戒区域の設定	(サイレン) ・こちらは広報おやまです。 ・本日〇〇時〇〇分をもって警戒区域を設定しました。 ・設定地区は、〇〇地区、〇〇地区…です。 ・対象地区にいる方は直ちに退去してください。
緊急安全確保	(サイレン) ・こちらは広報おやまです。 ・富士山で噴火が発生しました ・直ちに安全な場所へ避難してください。

表 2 2 各段階における情報伝達・広報項目例

実施時期	分類	項目例
噴火警戒レベル1 (活火山であることに留意)	噴火への備え	避難先・避難方法・避難実施時期の再確認／避難時持ち出し品の準備・再確認／落ち着いた行動をとること／風評・うわさ話に惑わされないこと／正しい情報の入手を心掛けること 等
噴火警戒レベル1 (解説情報:臨時)	火山活動の現状	地震発生状況／低周波地震発生状況／地殻変動状況／各種観測データから総合的に判断される火山活動状況 等
噴火警戒レベル3	入山規制	火山活動の高まりによる入山規制の実施情報／入山規制の実施範囲／入山規制解除の見通し／避難準備・高齢者等避難開始(避難指示) 等
噴火警戒レベル4、5 噴火直後	避難指示、緊急安全確保	避難指示／対象範囲、対象者／避難先／避難方法／避難指示の解除の見通し 等
噴火状況判明後	被害状況	噴火に伴う現象による被害の発生状況／道路不通箇所 等
	防災対応状況	噴火現象の推移／対策本部設置状況／避難実施・完了状況／被災地における各種応急活動／各種復旧作業の実施状況と復旧の見通し／公共輸送機関の運行状況と運転再開の見通し／住民や事業者に対する支援事業 等
	安否情報	避難者収容状況／災害用伝言ダイヤル、災害情報掲示板等の活用方法 等
噴火警戒レベルの引き下げ時	火口周辺規制	地震発生状況／低周波地震発生状況／地殻変動状況／各種観測データから総合的に判断される火山活動状況／噴火予測／火口の位置／噴火形態・規模／噴火に伴う現象の影響範囲及び拡大(縮小)見通し／火口周辺規制の実施範囲／火口周辺規制解除見通し等

### (3) 情報伝達・広報手段

町は、表 2 3 に示す手段を活用して、迅速かつ的確に情報伝達・広報を行う。また、停電等による通信途絶を考慮し、複数の情報伝達・広報手段を活用する。

火山活動が活発化し噴火警戒レベルが引き上げられると一般住民等からの問い合わせが増加する

ことから、ホームページ等での広報により問い合わせ業務の軽減化を図る。また、国内外から安否確認の問い合わせが集中するおそれがあるため、平時から災害時伝言ダイヤル等の利用を周知する。

**表 2 3 住民等への情報伝達・広報手段（例）**

媒体等	町	特 徴
防災行政無線	○	無線子局スピーカーから避難指示を音声で広域に情報発信することが可能
広報車	○	きめ細かな情報発信が可能
ヘリコプター(防災、警察等)		登山者へ迅速に情報提供が可能
緊急速報メール (エリアメール等)	○	避難等が必要なエリアにいる人に携帯電話メールによる周知が可能
金太郎メール	○	登録者に対しメールによる情報発信が可能
電話、FAX、戸別訪問(直接連絡)	○	市町村、町内会等による高齢独居世帯への直接の情報発信が可能
町ホームページ	○	国内外へ広く広報することが可能
Lアラート (公共情報コモンズ)	○	地上デジタル放送のデータ放送を使い文字情報による広報が可能
道路情報表示板		不特定多数の者への広報が可能
報道機関を通じて	新聞	○ 即時性はないが正確かつ詳細な情報の広報が可能
	テレビ	○ 映像による全県下(又は全国)への広報が可能
	Web ニュースサイト	○ 即時性が高く、国内外へ発信が可能
	ラジオ	○ 音声による全県下(又は全国)への広報が可能
	コミュニティーFM	○ 特定の地域に密着した音声による広報が可能

## 2 報道対応

### (1) 基本的な考え方

町は、避難指示、火山活動の状況及び被害状況などを広く伝えるため、報道機関を活用して情報伝達・広報を行う。

住民に迅速かつ正確な情報を提供するためには、報道機関の協力が不可欠であるため、町は、報道機関と緊急時に必要な情報共有体制の構築に努める。

### (2) 各機関の対応

ア) 町は、噴火警戒レベル1（解説情報（臨時））以降、報道機関の情報提供を行うとともに、報道対応窓口を設置する。

イ) 町は、噴火警戒レベル3以降、火山活動の状況、避難の情報、防災対応等について、報道機関に情報提供を行う。

## 第3章 避難対策

### 1 避難者の受入れに係る基本事項

#### (1) 基本的な考え方

溶岩流等（火口形成、火砕流、大きな噴石、溶岩流）からの避難は、当初、町内での避難とし、噴火の状況をふまえ町外への広域一時避難とする（図2-1）。

なお、町外への避難は県内の他市町で受け入れることを基本とするが、受入市町の収容可能数の不足や火山活動等の状況等から、各県への避難が必要となった場合には、町は県に広域避難者の受入れを要請する。

#### (2) 受入調整の手順

広域避難を実施するに至った場合の具体的な広域避難者の受入調整の手順を表2-4に示す。

なお、噴火警戒レベルが一足飛びに引き上げられた場合、それまでの間に必要となる対応を全て実施する。

#### (3) 広域避難における集合場所等

表2-4に示す広域避難において活用すべき集合場所等については、下記のとおりとする。

ア) 町内の各自主防災会単位で行う避難のための事前の説明、避難時の避難者の把握及び協定バス会社のバスや災害派遣の自衛隊車両への乗車場所等で使用する集合場所並びに町内避難時の指定避難所等について、別紙第2「避難対象区の避難前一時集結地等資料」を参照とする。

イ) 県内の他自治体への避難において当初の目的地として示す一時集結地について、別紙第3「富士山火山災害時の避難先市町一時集結地の開設予定地」を参照とする。

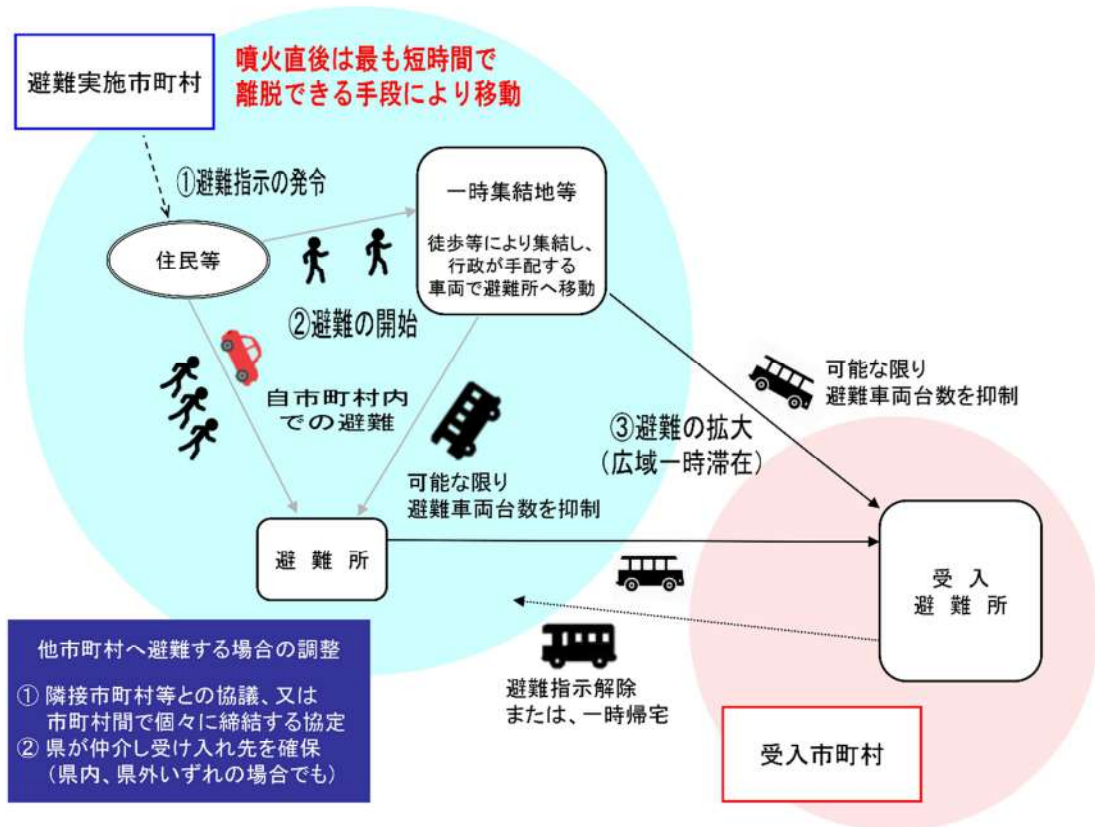


図 2 1 広域避難の受入調整フロー図

表 2 4 広域避難者の受入調整の実施手順

実施時期	実施手順
噴火警戒レベル 1 (活火山であることに留意)	<ul style="list-style-type: none"> <li>町は、必要に応じて一時集結地の施設管理者と災害時の使用に関する協定等を締結</li> <li>町は、平時から、広域避難時の調整が円滑に実施できるよう備える</li> </ul>
噴火警戒レベル 1 (解説情報:臨時)	<ul style="list-style-type: none"> <li>町は、隣接市町等と必要な協議</li> <li>県は、避難実施市町村について県に要請と受入市町村からの回答により受入市町村を調整</li> </ul>
広域避難の準備 (噴火警戒レベル 3以降)	<ul style="list-style-type: none"> <li>(要請等があった場合) 県は、避難実施市町村に調整結果を回答</li> <li>町は、受入市町(支援本部等)に職員を派遣</li> <li>町は、一時集結地及び受入避難所の開設や広域避難者の人員整理等のため職員を派遣。</li> </ul>
避難指示の発令時	<ul style="list-style-type: none"> <li>町は、住民に対し避難指示の発令に併せて、受入市町及び一時集結地を指示</li> </ul>
広域避難の開始時	<ul style="list-style-type: none"> <li>広域避難者は、避難を開始</li> </ul>
一時集結地集合時	<ul style="list-style-type: none"> <li>広域避難者は、一時集結地に一旦集合</li> <li>町は、一時集結地において広域避難者の人員整理、誘導案内等を実施</li> </ul>
避難所への避難時	<ul style="list-style-type: none"> <li>広域避難者は、指示された受入避難所へ各自で避難を開始</li> </ul>



### (3) 融雪型火山泥流、降灰、小さな噴石、降灰後土石流からの避難

溶岩流等以外の噴火現象（融雪型火山泥流、降灰、小さな噴石、降灰後土石流）の避難方法については、融雪型火山泥流にあつては高所・高台や近隣の堅牢な建物に、降灰にあつては降灰に耐える近隣の堅牢な建物に、降灰後土石流にあつては通常の土砂災害に対して指定された避難場所に、それぞれ避難（小さな噴石に対しては、屋内退避）する。

ただし、融雪型火山泥流にあつては、積雪量を把握した上で、融雪型火山泥流のドリルマップにおける危険度区分において事前の避難が必要な区域とされているエリアでは噴火前に立ち退き避難が必要となる。

また、大量の降灰などにより住民に危険が及ぶおそれがある場合は、町が判断し、町外へ広域避難することもある。その場合は、溶岩流等の広域避難者の受入れに係る基本的な考え方を準用する。

## 2 避難行動要支援者等への避難支援

### 2-1 情報伝達について

避難行動要支援者への情報伝達について、在宅者に係る町の対応事項を表25に示す。

なお、噴火警戒レベルが一足飛びに引き上げられた場合、それまでの間に必要となる対応を全て実施する。

### 2-2 火山災害時の避難行動要支援者等の避難について

溶岩流等の噴火現象からの避難では、各現象の到達前に影響範囲から立ち退く必要があるが、入院患者等の移動は大きな負担となる場合もあり、医療関係者の慎重な判断を要する。

避難行動要支援者の避難開始基準は、在宅の避難行動要支援者の場合であり、入院・入所施設を有する医療機関・社会福祉施設においては、入院患者等のコンディションや避難者数の規模により避難に時間を要することが想定されるため、避難開始基準に関わらず各施設の判断により早期の避難開始を検討する。

また、基本計画においては、避難行動要支援者等の円滑な避難のため、第3次避難対象エリアから内側に位置する活動火山特別措置法施行令第1条第2項第2号から第6号及び第8号のうち入院（入所）施設を有する施設について、避難促進施設への指定を検討することとしたが、本町では該当する地域施設が所在していない。このため今後は医療機関・社会福祉施設の富士山噴火時の災害対策の実態に応じて避難促進施設の指定を検討するものとする。

表 2 5 避難行動要支援者への情報伝達に係る各機関の対応事項

実施主体	対応事項
噴火警戒レベル 1 (活火山であることに留意)	
町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難行動要支援者への情報伝達体制の構築 (通信手段、巡回体制等)</li> <li>・町内会等による情報伝達及び安否確認体制の構築</li> </ul>
噴火警戒レベル 1 (解説情報 (臨時))	
町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・噴火前の自主的な分散避難の呼びかけ</li> <li>・第 1 次避難対象エリア内に情報伝達 (避難準備)</li> <li>・町内全域への広報 (噴火警戒レベル 1 (解説情報 (臨時)) 以降、同じ)</li> </ul>
噴火警戒レベル 3	
町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・噴火前の自主的な分散避難の呼びかけ (レベル 3 まで)</li> <li>・第 1 次避難対象エリア内に情報伝達 (避難・安否確認)</li> <li>・第 2 次避難対象エリア内に情報伝達 (避難準備)</li> <li>・第 3 次避難対象エリア内の避難行動要支援者に情報伝達 (避難準備)</li> <li>・状況に応じ、避難指示の発令 (噴火警戒レベル 4 以降も同じ)</li> <li>・避難行動要支援者に対する避難情報の伝達 (電話、F A X、避難支援等関係者や自主防災組織、民生委員等による自宅訪問等) (レベル 3 以降、継続して実施)</li> <li>・福祉避難所への情報伝達 (開設等) (レベル 3 以降、継続して実施)</li> <li>・防災行政無線、広報車や町内会等を通じて避難行動要支援者に避難準備の呼びかけ (レベル 3 以降、継続して実施)</li> </ul>
噴火警戒レベル 4	
町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第 2 次避難対象エリア内に情報伝達 (避難・安否確認)</li> <li>・第 3 次避難対象エリア内に情報伝達 (避難行動要支援者の避難・安否確認)</li> <li>・警戒区域を設定した場合の市町村内全域への周知 (立入制限・退去命令) (レベル 4 以降、継続して実施)</li> </ul>
噴火警戒レベル 5	
町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第 4 次避難対象エリア内の避難行動要支援者に情報伝達 (避難準備)</li> </ul>
噴火開始直後	
町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・状況に応じ、避難指示の発令</li> </ul>
噴火状況判明後	
町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火山活動の状況に応じ、第 4 次～第 6 次避難対象エリア内に情報伝達 (避難準備及び避難)</li> <li>・防災行政無線、回覧板、広報誌の配布、ホームページ等による生活関連情報の広報</li> </ul>

表 2 6 避難行動要支援者への避難支援の整理

分類	必要な行動	対応	対応者
病院・福祉介護施設	入院・入所者の避難搬、その他必要な行為	避難 (確保) 計画 B C P 策定	施設管理者
在宅医療・在宅介護	福祉避難所等への 避難、避難搬送	避難行動要支援者名簿の整備 (継続) 個別避難計画策定	避難行動要支援者
※外来通院のみの避難行動要支援者を含む		避難 (確保) 計画 B C P 策定	(通院・通所の場合) 事業者

※在宅医療者・在宅介護者については、避難が必要な時期に通院・通所中であれば事業者が、在宅中であれば、市町村又は個別避難計画に定める支援者が、当該避難行動要支援者の支援を行う。

### 2-3 在宅の避難行動要支援者への避難支援

町は、平時において、避難行動要支援者個別避難計画を作成し、関係者（自主防災会等、民生委員、児童委員）と連携して避難支援体制の構築に努める。

噴火警戒レベル1（解説情報（臨時））の段階では、町は、噴火警戒レベルが3へ引き上げられる場合に備え、避難行動要支援者の避難が円滑に実施できるよう避難の準備を行う。また、避難行動要支援者の避難開始にあたり、福祉避難所を開設し、個別避難計画に基づく避難支援を行う。

### 2-4 社会福祉施設等への避難支援体制の構築

社会福祉施設等に対し、町は、平時において、入所者・入院患者の避難（確保）計画を予め作成し、入所者・入院患者の避難先となる施設・機関や輸送手段を確保することを促すものとする。また避難先となる施設を確保できない場合は、ホテル・旅館等への避難も検討する。

噴火警戒レベル1（解説情報（臨時））の段階では、社会福祉施設等は、噴火警戒レベル3への引き上げに備え、入所者・入院患者の避難が円滑に実施できるよう避難の準備を行う。

町は、社会福祉施設等から支援要請があったときは、避難先となる施設や輸送手段の確保について支援を行う。

### 2-5 降灰時における社会福祉施設等の対応

社会福祉施設等が、降灰の影響のみを受ける場合の対応については、降灰そのものにより直ちに生命が危険に晒されるものではないため、降灰からの避難は、当初施設内での屋内退避を原則とし、必要に応じて救助、救援を待つこととする。

一方、本町においては大規模降灰の過去例（資料編別紙第1参照）もあり、町内及び広域への避難を噴火初期の段階から検討するものとする。なお、屋内退避に備え平時から次の事項を検討する。

表2-7 備蓄物品の充実強化の一例

備蓄物品の充実強化の一例
噴火発生後1週間程度、当該施設内での生活可能となる医薬品、食料品、飲料水に加え、降灰時にはエアフィルターなどの空調関連物品の備蓄も必要
非常用電源の確保
降灰の影響で停電が発生する可能性があり、1週間程度、非常用電源を確保する必要がある。
空調整備への備え
空調機器の室外機から火山灰が入り込むと故障等により、使用できなくなる可能性があり、屋根や囲いにより、降灰の影響を軽減する措置を講ずる。
施設のスリム化を検討
緊急時の円滑な避難体制を構築するため、噴火警戒レベルが引き上げられた際の新規入院患者の受入停止、診療停止、関連施設への転院、家族への引き渡しの可否等について、平時から検討を行う。

### 3 学校・児童関連施設の避難対策について

#### (1) 基本的な考え方

小山町地域防災計画（令和6年3月）において、全ての町内学校・児童関連施設を避難促進施設へ指定した。

今後、各学校ごとの避難確保計画を策定し、逐次見直していくものとする。

学校・児童関連施設における基本的な避難の流れは以下のとおり。（図22）

- ・第1次から第6次避難対象エリア内の全ての学校・児童関連施設において、噴火警戒レベルが3に引き上げられた時点で原則として速やかに休校等の措置を行う。
- ・休校後は、各施設の立地条件に応じて、保護者への引き渡し又は集団避難後に引き渡す等の具体的な引き渡し方法を検討する。
- ・引き渡し後は、各学校・児童関連施設において情報収集及び今後の対応について確認を行う。

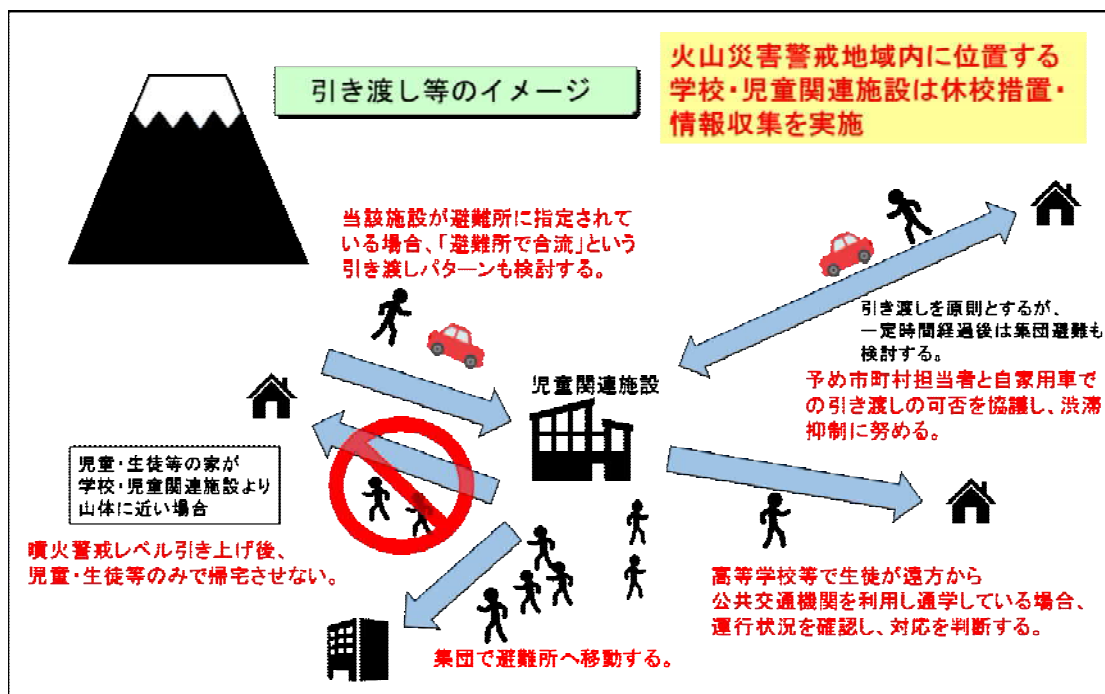


図22 引き渡し等のイメージ

#### (2) 各機関の対応

学校・児童関連施設の避難に係る各機関の対応事項を表28に示す。

なお、噴火警戒レベルが一足飛びに引き上げられた場合、それまでの間に必要となる対応を全て実施する。このほか、学校・児童関連施設では表29に示す例を参考として、平時から立地条件に基づき児童・生徒等の安全対策を検討する。

なお、保護者への引き渡し完了前に噴火が発生してしまった場合は、町から出される情報に従い、速やかに児童・生徒等を避難させる必要がある。

このような場合であっても、落ち着いて児童・生徒等の避難誘導ができるよう次の事項に留意する。

- ・溶岩流の流下範囲となる場合を除き、降灰時は建物内で安全を確保
- ・屋外に出て溶岩流からの立ち退き避難を行う場合、児童・生徒等にヘルメットやゴーグル等を着用させ安全を確保
- ・降灰が生じている場合、体育館の屋根が損傷する可能性があるため、校舎内に退避
- ・呼吸系の疾患がある児童・生徒等は、火山灰の影響により症状が悪化する可能性があることに留意

表 2 8 学校・児童施設の避難に係る対応事項

実施主体	対応事項
噴火警戒レベル 1 (活火山であることに留意)	
町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・富士山火山に関する基礎知識、防災対策の周知、啓発</li> <li>・避難基本計画の周知</li> <li>・学校・児童関連施設の避難(確保)計画の策定支援</li> <li>・噴火発生後の教育継続について(学校・児童関連施設の被災や児童・生徒の通学が困難となった場合の対応を検討)</li> </ul>
学校・児童関連施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校・児童関連施設の避難(確保)計画の策定</li> <li>・緊急時の連絡手段の確保</li> <li>・緊急時の安全確保先の確保</li> <li>・避難訓練の実施</li> </ul>
噴火警戒レベル 1 (解説情報(臨時))	
町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各所管部局への噴火警戒レベル等の連絡</li> <li>・各所管部局から各施設への噴火警戒レベル等の連絡</li> </ul>
学校・児童関連施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休校の手続き確認及び準備</li> <li>・保護者への連絡準備</li> </ul>
噴火警戒レベル 3	
町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各所管部局への噴火警戒レベル等の連絡</li> <li>・各所管部局から各施設への噴火警戒レベル等の連絡</li> </ul>
学校・児童関連施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休校の実施/保護者への連絡及び引き渡し</li> <li>・立地条件によっては、直ちに避難を実施し、避難先で引き渡し</li> </ul>
噴火警戒レベル 4、5、噴火直後、噴火状況判明後	
町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各所管部局への噴火警戒レベル等の連絡</li> <li>・各所管部局から各施設への噴火警戒レベル等の連絡</li> </ul>
学校・児童関連施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・噴火の状況によっては、速やかに児童・生徒等を避難誘導</li> <li>・(避難した場合)安否情報、避難先を保護者へ周知</li> </ul>

**表 2 9 学校・児童関連施設が検討すべき事項（例）**

- ・ 避難にあたっては、教職員も避難対象者であることを認識し、児童・生徒等だけでなく教職員の避難時間を確保すること
- ・ 当該学区内の今後の安全状況の見込み（そのまま自宅への帰宅可否等の情報）
- ・ 突発的な噴火発生により引き渡しに間に合わない際の緊急安全確保
- ・ 緊急時の連絡体制（職員の参集、保護者への連絡体制）
- ・ 一定時間経過後、引き渡し予定場所からの避難先（避難するタイミング、避難時期）
- ・ 児童・生徒等が遠隔地へ避難した場合の連絡方法
- ・ （当該施設が避難所に指定されている場合）授業等の再開の時期
- ・ 引き渡し訓練の実施方法

**4 避難対策上、考慮すべき施設について**

町は、第4次避難対象エリア内に位置する大規模事業所の従業員の帰宅時期について、平時から調整を行う。帰宅による渋滞の影響を抑制するため、避難行動要支援者の避難時期と多くの事業所の閉鎖時期が重複しないよう配慮する。

**5 観光客・登山者等への避難支援**

開山期は、噴火警戒レベル1の場合において「解説情報（臨時）」が発表された時点で、町は、五合目から上の登山者に対して下山指示を発令する。

さらに、第4次避難対象エリア内までの観光客等に対しては、噴火警戒レベルが3に引き上げられた時点で、帰宅を呼びかける。

なお、町は、国内外から訪れる多くの観光客等に対し、ホームページや報道機関を通じた広報を実施するほか、観光事業者（観光施設、宿泊施設等）、観光協会、旅行代理店や輸送事業者等に協力を要請して、観光拠点（観光地や観光施設等）や主要駅等での広報を実施する。（表30）

**表 3 0 観光客・登山者等の避難（帰宅）時期**

避難開始時期	属性	備考
噴火警戒レベル1 (解説情報（臨時）)	登山者	下山指示 五合目から上の登山者に限る。
噴火警戒レベル3	登山者	入山規制の実施
	観光客・別荘利用者・来域者	帰宅の呼びかけ

(1) 各機関の対応

観光客等への情報伝達に係る町の対応事項を表31に示す。

なお、噴火警戒レベルが一足飛びに引き上げられた場合、それまでの間に必要となる対応を全て実施する。

表 3 1 観光客等への情報伝達に係る対応事項 (1/2)

実施主体	対応事項
噴火警戒レベル1 (活火山であることに留意)	
町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 山小屋組合等との情報伝達体制の構築</li> <li>・ 宿泊施設、観光施設、別荘管理事務所等への防災行政無線戸別受信機の設置促進</li> <li>・ 教育委員会等との連携による火山に関する知識等の普及・啓発</li> <li>・ 観光客・登山者への避難基本計画の周知</li> </ul>
噴火警戒レベル1 (火山活動に異常が認められ「火山の状況に関する解説情報」が発表された場合)	
町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 山小屋組合等への「火山の状況に関する解説情報」等の伝達</li> <li>・ 関係機関との情報伝達体制の確認</li> <li>・ 観光客・登山者への周知</li> <li>・ 関係機関への情報伝達 (レベル1「火山の状況に関する解説情報」以降、継続)</li> <li>・ 問い合わせ窓口の設置について検討</li> </ul>
噴火警戒レベル1 (解説情報 (臨時))	
町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 山小屋組合等への「解説情報 (臨時)」等の伝達及び五合目から上に滞在する登山者へ下山指示</li> <li>・ 関係機関と連携し、登山者の避難に必要な対応</li> <li>・ 五合目から上の登山者へ下山指示の周知</li> <li>・ 問い合わせ窓口の設置 (レベル1 (解説情報 (臨時)) 以降、継続)</li> <li>・ 必要に応じて、登山者の避難のための車両を手配</li> </ul>
噴火警戒レベル3	
町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入山規制の実施</li> <li>・ 山小屋組合等へ避難状況の確認</li> <li>・ 第1次避難対象エリアへの避難指示の発令、安否確認</li> <li>・ 第4次避難対象エリアから内側に滞在する観光客等へ早期帰宅の呼びかけ</li> <li>・ 別荘地への管理会社等を通じ、別荘利用者へ帰宅の呼びかけ</li> <li>・ 観光施設等に対し、観光客への入山規制及び帰宅の呼びかけ依頼</li> <li>・ 警察、消防、事業者等と連携し、道路や駅、登山口等への入山規制の立て看板設置及び広報車による巡回</li> <li>・ 町内全域への広報 (レベル3以降、継続)</li> <li>・ 緊急速報メールの配信 (レベル3以降、継続)</li> <li>・ ホームページ等による広報 (レベル3以降、継続)</li> <li>・ 観光協会、旅行会社、旅客輸送関係事業者、道路管理者への噴火警戒レベル及び入山規制の周知</li> <li>・ 報道機関への情報提供 (レベル3以降、継続)</li> </ul>
噴火警戒レベル4	
町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第2次避難対象エリア内への避難指示の発令、安否確認</li> <li>・ (避難行動要支援者の避難を開始する地域では) 車両での移動を控えるよう呼びかけ</li> <li>・ 第1次～第4次避難対象エリア内の観光施設等に対し、施設の閉鎖、従業員の安全確保の呼びかけ</li> <li>・ 警察、消防、事業者等と連携し、道路や駅、登山口等への入山規制の立て看板等の設置及び広報車による巡回</li> <li>・ 警戒区域を設定した場合の市町村全域への周知 (立入制限・退去命令)</li> <li>・ 観光協会、旅行会社、旅客輸送関係事業者、道路管理者等への噴火警戒レベル及び入域を控えるよう呼びかけ</li> </ul>

表 3 1 観光客等への情報伝達に係る対応事項 (2/2)

実施主体	対応事項
噴火警戒レベル5	
町	<ul style="list-style-type: none"> <li>警察、消防、道路管理者と連携し、道路や登山口等への入山規制の立て看板設置及び広報車による巡回</li> <li>車両による移動の自粛について呼びかけ</li> <li>観光協会、旅行会社、旅客輸送関係事業者、道路管理者への噴火警戒レベル及び入山規制の周知</li> </ul>
噴火開始直後	
町	<ul style="list-style-type: none"> <li>状況に応じ、避難指示の発令</li> <li>防災行政無線、広報車や町内会等を通じた呼びかけ（以降、継続）</li> <li>観光協会、旅行会社、旅客輸送関係事業者、道路管理者への噴火状況の伝達</li> </ul>
噴火状況判明後	
町	<ul style="list-style-type: none"> <li>状況に応じ、避難指示の発令</li> <li>帰宅が困難となった観光客等を避難所へ誘導</li> <li>帰宅が困難となった観光客等に対して避難所の案内</li> <li>火山活動の見通し、被害状況、応急・復旧活動等の広報</li> </ul>

※レベル2（引き下げ時）は、レベル1（解説情報（臨時））と同様の対応を行う。

(2) 山小屋組合等と連携した情報伝達

町は、火山活動等に異常が認められたときは、気象庁の噴火警報等を図 2 3 の情報伝達システムにより山小屋組合等に情報伝達する。また、噴火警戒レベル1（解説情報（臨時））が発表された場合、山小屋組合等へ下山指示を情報伝達し、山小屋組合や登山ガイド等に対して、登山者の速やかな下山への協力を要請する。

山梨県側と静岡県側の山小屋組合等への連絡担当市町村を表 3 2 に示す。

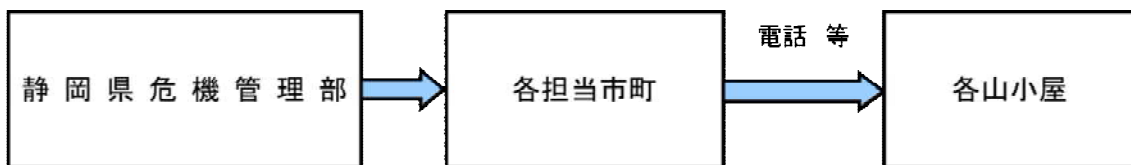


図 2 3 山小屋組合等への情報伝達システム

表 3 2 山小屋組合等への連絡担当市町（静岡県側）

名称	窓口となる山小屋	施設数	担当市町
<須走口> 富士山須走口山内組合	富士山須走口山内組合長	12 施設	小山町危機管理局 TEL 0550-76-5715

※<八合目以上>に表中の3つの組合と重複する「富士山奥宮境内地組合」がある。





図 2 4 噴火時の登山者避難のイメージ

(参考) 避難完了前に噴火が開始した場合の対応例

<登山者>

原則：山小屋関係者や登山ガイド（以下「山小屋等関係者」という。）の協力を得て、まずは近隣の山小屋建物内や岩陰等で登山者の安全を確保する。山小屋等関係者は、通信手段が確保出来る場合には、滞留者の人数や状況を把握し町へ報告する。

- 1 (通信手段が確保できる場合) 山小屋等関係者は、町等と連絡をとり「火口位置」「噴火の推移」など火山活動の状況を確認
- 2 火山活動が小康状態になったら、山小屋等関係者の協力を得て登山者を下山誘導
- 3 下山に際しては、避難ルートや下山後の移動手段の確保状況を町等に確認
- 4 下山時は、二次被害が発生しないよう登山者に落ち着いて行動させるとともに、ヘルメットやゴーグルなど安全装備品を着用

<観光客、別荘利用者等（生活拠点が富士山周辺以外にある方）>

原則：解説情報（臨時）から噴火警戒レベル3までの間に帰宅

- 1 避難が間に合わず滞留者、帰宅困難者が発生した場合、観光客等も避難所へ誘導する。状況により利用可能な場合は、宿泊施設等を避難所として利用することについて協力を求めるとともに、観光客等向け避難所の開設を検討する。
- 2 自家用車の通行可能な路線、迂回路等の情報を提供し、観光客等の帰宅支援を実施する。

- 3 噴火の状況により観光客等が自家用車を使用できない場合、又は公共交通機関で来域した場合、公共交通機関が機能している地域まで観光客等を輸送する。

## 6 入山規制

### (1) 基本的な考え方

町は、噴火警戒レベルに応じて入山規制を実施する。(表33)。

町は、噴火警戒レベルの引き上げに伴い入山規制エリアの拡大を決定し、山小屋組合等に対して情報伝達するとともに、観光客等への早期下山の呼びかけについて協力を要請する。

入山規制の実施後は、警察、消防及び山小屋組合等と協力して観光客等の避難誘導を実施する。入山規制エリアのうち第1次及び第2次避難対象エリアでは、立て看板の設置などにより人が立ち入らないよう規制を行うが、第3次避難対象エリアから外側は、エリアが広く物理的な規制が困難であることから、広報等により入山規制の周知を行う。

**表33 入山規制の実施基準**

実施時期	入山規制エリア
噴火警戒レベル3	第1次避難対象エリア
噴火警戒レベル4	第2次避難対象エリア
噴火開始直後	第3次避難対象エリア
噴火状況判明後	溶岩流の流下先等の必要なエリア

### (2) 各機関の対応

入山規制に係る各機関の対応事項を表34に示す。

なお、噴火警戒レベルが一足飛びに引き上げられた場合、それまでの間に必要となる対応を全て実施する。

表 3 4 入山規制に係る対応事項

実施主体	対応事項
噴火警戒レベル 1 (活火山であることに留意)	
町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入山規制の実施方法の検討</li> <li>・ 入山規制実施時の広報方法の検討</li> <li>・ 山小屋組合等への情報伝達体制の構築</li> <li>・ 山小屋組合等と連携し、観光客・登山者の避難誘導訓練等の実施</li> <li>・ 入山規制実施時の規制箇所等の検討</li> <li>・ 関係機関との連携体制について検討</li> </ul>
町・山小屋組合等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入山規制実施時の観光客・登山者への対応の検討</li> <li>・ 避難実施市町村における山小屋組合等との情報伝達体制の把握</li> <li>・ 富士山火山に関する基礎知識、防災対策の周知・啓発</li> <li>・ 県及び町と連携し、観光客・登山者の避難誘導訓練等の実施</li> <li>・ 施設へのヘルメット等の整備</li> </ul>
噴火警戒レベル 1 (解説情報 (臨時))	
町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 五合目から上に滞在する登山者へ下山指示</li> <li>・ 山小屋組合等への「解説情報 (臨時)」等の伝達</li> <li>・ 火山活動の状況を周知する立て看板の登山口への設置</li> <li>・ 関係機関との情報伝達体制の確認</li> <li>・ 入山規制の実施に備えた準備 (入山自粛の要請)</li> <li>・ 観光客・登山者への広報</li> <li>・ 関係機関への情報伝達 (レベル 1 (解説情報 (臨時)) 以降、継続)</li> <li>・ 報道機関への情報提供 (レベル 1 (解説情報 (臨時)) 以降、継続)</li> <li>・ 問い合わせ窓口の設置の検討</li> </ul>
合同会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 必要に応じ、合同会議の開催 (情報の集約、共有及び広報、発信)</li> <li>・ 報道機関への情報提供</li> </ul>
噴火警戒レベル 3	
町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第 1 次避難対象エリアの入山規制の実施</li> <li>・ 山小屋組合等への情報伝達 (レベル 3 以降、継続)</li> <li>・ 市町村内全域への広報 (レベル 3 以降、継続)</li> <li>・ 問い合わせ窓口の設置の検討 (レベル 3 以降、継続)</li> <li>・ 観光協会、旅行会社、旅客輸送関係事業者、道路管理者への情報提供 (レベル 3 以降、継続)</li> <li>・ 報道機関への情報提供 (レベル 3 以降、継続)</li> </ul>
噴火警戒レベル 4、5	
町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第 2 次避難対象エリアの入山規制の実施</li> </ul>
噴火開始直後	
町	情報伝達および広報の継続
噴火状況判明後	
町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 火山活動の状況に応じて、入山規制の実施</li> </ul>

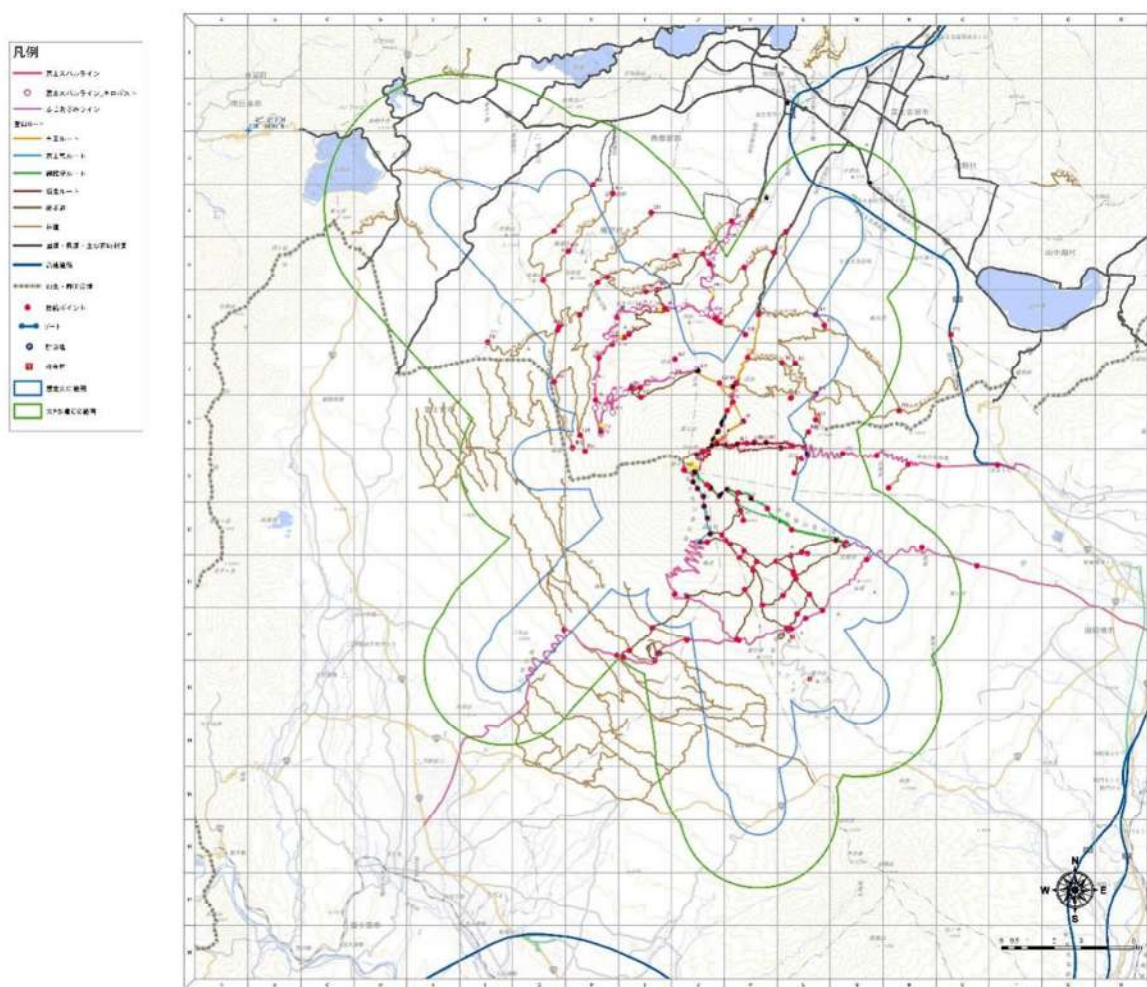
※レベル 2 (引き下げ時) は、レベル 1 (解説情報 (臨時)) と同様の対応を行う。

### (3) 観光客・登山者の避難路

協議会では、観光客・登山者の避難を円滑に実施するため、吉田、富士宮、御殿場、須走の各登山道及び山麓に広がる徒歩道、林道等を避難路として示す（図25）。

なお、平時の登山等においても、登山者からの現在位置の通報や関係機関の防災対策検討に資するよう、口頭でも位置を正確に共有できるようマップを2kmメッシュで区切った（「(例) H-6付近に火口が形成された」等）。

また、今後、関係自治体等において作成する登山者への配布用地図、案内図については本地図を基本とする。



※A2の交点（北緯35°27'9" 東経138°34'42"）を基準点とする

出典：国土地理院タイル

図 25 富士山噴火時避難ルートマップ

## 7 警戒区域の設定

### (1) 基本的な考え方

町長は、噴火が発生し、又は発生しようとしている場合、住民等の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは災害対策基本法第 63 条第 1 項により警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入を制限し、若しくは禁止し、又は退去を命ずる。

町は、警戒区域の設定に関して、必要に応じて合同会議において協議を行う。

なお、居住地域に対して警戒区域を設定する際には、日本国憲法第 22 条第 1 項で定める基本的人権（居住・移転の自由）に配慮し、立ち退く住民の心理的・経済的負担を可能な限り軽減するように努める。

町は、警察、消防及び自衛隊と協力し、二次災害に留意して警戒区域内に人が立ち入らないよう警戒活動を行う。また、警察は警戒区域内の治安維持に努める。

### (2) 各機関の対応

警戒区域の設定に係る各機関の対応事項を表 3 5 に示す。

**表 3 5 警戒区域の設定に係る対応事項**

実施主体	対応事項
噴火警戒レベル 1（活火山であることに留意）	
町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県及び警察と連携して交通規制箇所（道路）の選定</li> <li>・ 観光協会、旅行会社、旅客輸送関係事業者、道路管理者への情報伝達体制の構築</li> </ul>
警戒区域の設定検討時	
町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村全体が警戒区域に設定された場合の対応の検討</li> </ul>
警戒区域の設定時	
町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 警戒区域の設定</li> <li>・ 町内全域への広報</li> <li>・ 山小屋組合等に対し、観光客・登山者への警戒区域の設定の周知を要請</li> <li>・ 観光協会、旅行会社、旅客輸送関係事業者、道路管理者に対し、警戒区域の設定の周知（警戒区域の設定以降、継続）</li> <li>・ 報道機関への情報提供（警戒区域の設定以降、継続）</li> </ul>
噴火状況判明後	
町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 火山活動の状況に応じて、警戒区域の見直しを合同会議で協議</li> <li>・ 山小屋組合等に対し、観光客・登山者への警戒区域の設定の周知を要請</li> </ul>

## 8 広域避難路の指定及び確保

### (1) 広域避難路の指定

協議会は、広域避難が必要となった場合に備え、広域避難の軸となる路線、区間を広域避難路として指定した。（表 3 6、表 3 7）

町は、町外への避難に備え、次の各表の広域避難路を使用して避難を行う。

表 3 6 山梨県の広域避難路（小山町に関連）

路線名・区間	始点・終点 市町村名	
富士・東部地域		
国道 138 号	山中湖村 [静岡県に接続]	富士吉田市 [国道 137, 139, 300, 413 号に至る]
国道 139 号	富士河口湖町 [静岡県に接続]	小菅村 [東京都に接続]
国道 413 号	富士吉田市	道志村 [神奈川県に接続]
国道 358 号	富士河口湖町	甲府市
国道 300 号	富士河口湖町	身延町
(一) 山中湖忍野富士吉田線	山中湖村	富士吉田市 [国道 139 号に至る]
(一) 山中湖小山線	山中湖村	山中湖村 [神奈川県に接続]
(主) 河口湖精進線	富士河口湖町	富士河口湖町 [国道 139 号に至る]
(主) 富士河口湖芦川線	富士河口湖町	笛吹市

表 3 7 静岡県 の 広域 避難 路

路線名・区間		始点・終点 市町村名	
富士山周辺			
	国道 138 号 (バイパス含む)	小山町 [山梨県に接続]	御殿場市 [国道 1 号に至る]
	国道 139 号 (西富士道路含む) ~ (一) 田子浦港 富士インター線 ~ (市) 富士見大通り ~ (一) 富士 停車場線	富士宮市 [山梨県に接続]	富士市 [国道 1 号に至る]
	国道 246 号 ~ (主) 沼津インター線	小山町 [神奈川県に接続]	沼津市 [新東名、国道 1 号、伊豆縦貫自動車 道に至る]
	国道 469 号	御殿場市	富士宮市
伊豆地域方面			
	伊豆縦貫自動車道 (東駿河湾環状道路) *1 ~ 伊豆 中央道 ~ 修善寺道路 ~ 天城北道路 ~ 国道 136 号	沼津市	下田市
	国道 414 号 ~ (主) 下佐ヶ野谷津線	伊豆市	河津町
	(主) 熱海函南線 ~ (一) 来の宮停車場線 ~ (主) 熱海箱根峠線 ~ 国道 135 号	函南町	下田市
伊豆地域方面 (神奈川県を迂回) *2			
	東名高速道路	小山町 (御殿場市)	大井町 [国道 255 号に至る]
	国道 246 号	小山町	松田町 [国道 255 号に至る]
	国道 255 号	松田町	小田原市 [国道 1 号に至る]
	国道 1 号	小田原市	函南町
	国道 135 号	小田原市	熱海市
	国道 138 号	御殿場市	小田原市 [国道 1 号に至る]
中部・西部地域方面*2			
	新東名高速道路	御殿場市 [国道 138 号に至る]	浜松市 [愛知県に接続]
	東名高速道路	小山町 [神奈川県に接続]	浜松市 [愛知県に接続]
	国道 1 号 (バイパス含む)	函南町 [神奈川県に接続]	湖西市 [愛知県に接続]
	(主) 清水停車場線 ~ 国道 1 号 ~ 国道 149 号 ~ 国 道 150 号	静岡市 [国道 1 号から接続]	浜松市 [国道 1 号に至る]
*1 伊豆縦貫自動車道は計画・整備中のため、供用が開始され次第、順次その区間を含めていく。 *2 伊豆地域方面 (神奈川県を迂回) 及び中部・西部地域方面の広域避難路は、状況に応じて路線を選択するものとする。			

## 9 道路交通規制

町は一般住民等の円滑な避難のため、警察・消防等と協力して避難誘導を行う。

警察は、町と協力して、観光客の帰宅、噴火前の自主的な分散避難及び避難行動要支援者の避難車両が円滑に通行できるよう交通整理等の必要な措置を行う。

さらに町が警戒区域を設定した場合には、警戒区域への立ち入りを防止するため必要な交通規制を実施する。

## 10 避難路等の堆積物の除去

道路上に火山灰が3 cm以上堆積すると、降雨時には二輪駆動車の走行が困難となることから、道路管理者は、作業の安全性を確保した上で、速やかに避難路等の除灰作業を実施するものとする。

### 10-1 除灰等に係る対応

道路管理者は、降灰等(障害物を含む。)により避難路等の通行に支障が生じるおそれがある場合は、除灰作業を実施する。

この際、国(国土交通省)・自衛隊等との作業協力について留意するものとする。

### 10-2 火山灰(小さな噴石を含む)の処分

一般的に、火山灰は土砂として各施設の管理主体及び地方公共団体の判断により、土捨て場等で処分されるべきものである。避難路等の除灰作業で収集した火山灰は、図27に示す手順により処分を行う。平時において、道路管理者は火山灰仮置き場や火山灰処分場等の設置場所を選定し、国は火山灰の処分方法を検討する。また、降灰後は、収集した火山灰の量により、新たな最終処分場の設置や広域処分について検討する。

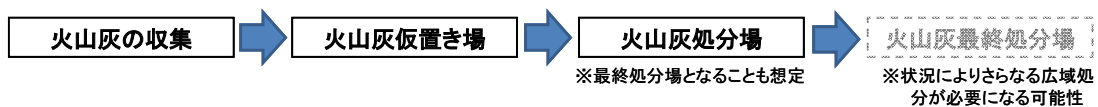


図27 火山灰の処分手順

## 11 避難者の輸送

町は、輸送事業者と協力して、バスやトラック(以下「輸送車両」という。)による避難者の輸送を実施する。

町は、避難の実施にあたり、県に対して輸送車両の派遣を要請するとともに、町との間で防災協定を締結している輸送事業者と協力して避難者の輸送を実施する。



## 1 2 避難未実施者の搜索・救助

町は、入山規制の実施、避難の指示及び警戒区域の設定を行った地域に避難未実施者が残っていないか確認を行う。山小屋組合等や町内会等が把握している避難未実施者の状況を照会するとともに、警察、消防、自衛隊等と協力して避難未実施者の搜索・救助を行い、その結果を県に報告する。

救助活動を行う機関は、負傷者、病人、子供及び避難行動要支援者の救助を優先することとし、自力で避難することが可能な者については避難を促す。

また、二次災害を防止するため、関係機関との火山活動の状況等について情報共有を行い、救助活動の安全確保に努める。

## 1 3 負傷者等への医療救護対応

町は、避難時等に負傷者や病人等が発生した場合、医療機関と連携して医療救護活動を行う。この際、大量の負傷者や病人等が発生して医療機関が混乱するおそれがある場合、県の支援を要請する。

## 1 4 避難所の開設・運営

### 1 4 - 1 町内の避難所の開設

町が、避難指示を発令したときは、町内の指定避難所を開設して避難者を受け入れる。できる限り同じ町内会等の住民が同じ避難所となるよう調整するとともに、避難所が不足する場合は、指定避難所以外の施設を避難所として開設するよう努める。

町の避難所の開設に係る対応事項を表36に、町内の避難所に関する事項を資料編別紙第2にそれぞれ示す。

表36 避難実施市町村による避難所の開設に係る対応事項

実施主体	対応事項
噴火警戒レベル1（活火山であることに留意）	
町	・避難所施設の指定及びリスト化 ・町内会等ごとに避難対象者のリスト化 ・避難所との連絡体制等の構築
噴火警戒レベル1（解説情報（臨時））	
町	・避難所の開設準備
噴火警戒レベル3、4、5、噴火状況判明後	
町	・避難所の開設 ・避難者の受入状況の把握及び県への報告 ・噴火前の自主的な分散避難者の情報収集及び県への報告

#### 14-2 町が受入市町になった場合の受入避難所の開設

町は、各県や避難実施市町村の要請に基づき、避難先となる受入避難所の開設準備を行う。その後、避難実施市町村が避難指示を発令し、広域避難が必要となった場合、受入避難所を開設する。県は、受入避難所の開設状況及び広域避難者の受入状況等を集約する。

#### 15 避難長期化対策

##### 15-1 一時帰宅措置

町は、火山活動が小康期に入った場合、合同会議（協議会）において、避難者の一時帰宅を検討する。一時帰宅措置の実施にあたり、警察、消防及び自衛隊に協力を要請するとともに、十分な安全対策を講ずる。

##### 15-2 被災者への住宅供給

町は、避難が長期間に及んだ場合、自宅への居住が困難となった被災者に公営住宅のあっせんや民間賃貸住宅の情報提供を行うなど、応急的な住宅の供給を検討する。

町は、応急仮設住宅の解消や被災者の生活再建を図るため、恒久的な住宅供給の推進に努める。

###### (1) 応急的な住宅供給

町は、災害救助法に基づき県から委任を受けた時は、自宅損壊等により居住できなくなった被災者のため、応急仮設住宅を建設する。

###### (2) 公営・民間賃貸住宅の活用

町は県と協力し、応急仮設住宅の建設には時間を要することから、公営住宅の災害時の一時使用や、民間賃貸住宅を災害救助法第4条第1項第1号の応急仮設住宅として借り上げる措置により、避難者の住宅を確保する。

##### 15-3 ボランティアの活用

火山災害では、避難所等の運営や降灰の除去など、多くのボランティアを必要とする状況が生じる。町は、ボランティアの受入体制を構築するとともに、噴火の際に求められる支援の内容に対応しボランティアを募集し、その支援を受ける。

ボランティアの受入れは、原則として小山町社会福祉協議会において実施する。

町災害ボランティアセンターは、住民や自主防災会等の避難所運営組織からの要請を受け、町の災害対策本部等と連携し、被災者の生活ニーズの把握、被災状況等の情報収集・発信、県内外の他機関・他団体等との連携・連絡調整等を行う。

## 宝永噴火における小山町の降灰の状況等（参考資料）

## 1 宝永噴火全般（小山町史）

宝永4年（西暦1707年）10月28日（新暦）には、東海道沖～南海沖を震源とする大地震（宝永地震）が発生、その後僅か1ヶ月半しかたたない12月16日に富士山の宝永噴火が始まった。噴火は、16日間継続し、12月31日頃、概ね終息した。

## 2 宝永噴火による直接的災害（小山町史）

富士山登山口の須走では、テフラ※が2メートル以上厚く積もったため、34軒が軽石、スコリアの熱で焼失し、残りの36軒と寺3軒も潰れたというように、全村壊滅的な被害を受けた。（中略）直接的な人命がどれほどあったかについては文書から知ることができない。（中略）降下テフラの場合には一般に直接的被害が少ないので、宝永噴火で直接死亡した人はごく僅かであったであろう。

それよりも深刻であったのは、現小山町を中心とした北駿59か村の人々の何十年にもわたる飢餓との戦いであった。（中略）須走で2～3m、大御神で約1.5m～2.0m、藤曲、小山で1m余という雪のように積もったテフラの堆積層厚からみても、この地域の耕作は壊滅的な打撃を受けたことは明らかである。

※テフラ（岩石学辞典）

火山性物質が放出され、空中を飛行して地表に堆積して形成されたすべての火山砕屑岩を包括した名称

## 3 いのちを守るために考慮すべき降灰により生じる現象（富士山避難基本計画抜粋）

	項目	概要
1	火災	降灰や小さな噴石が高温のまま堆積すると発火し火災が発生することがある。
2	家屋倒壊	降雨時30cm以上の降灰堆積厚で木造家屋が重みで倒壊する可能性があるとされるが、荷重に対する基準値は地域ごとに異なり、また、家屋の形状等によっても耐力が異なる。降灰堆積厚30cmを超えても、木造家屋が直ちに倒壊・損傷するものではないが、屋根等に厚く火山灰が積もっている場合、建物の耐力が落ちて噴火に伴う地震の揺れに耐えられない可能性もあるので、きしみや歪みの発生に注意する。
3	断水	河川水を源水とするエリアでは、少量の降灰にでも水質が悪化し、水道水が飲用不適または断水となる可能性がある。 なお、地下水を原水とするエリアでは影響が少ないとされるが、停電が生じた場合は浄水場及び配水施設が停止するため、河川水、地下水の別なく断水が生じる可能性がある。
4	停電	降雨時に碍子の絶縁低下による停電が発生する可能性がある。また、火山灰が付着した樹木が重さに耐えきれずに倒れたり、枝が折れたりし、近傍の電線を切って停電に至る場合がある。降灰のため火力発電所の吸気フィルタの交換頻度の増加等により発電力が低下する。電力供給量の低下が著しく、必要な供給力が確保しきれない場合、停電に至る。
5	物資	道路の交通支障による物資の配送困難、店舗の営業困難により、生活物資・医療物資の入手が困難となる可能性がある。
6	降灰後土石流	1cm以上の降灰が生じ、1時間あたり10mm程度の降雨があると土石流が発生する可能性がある。10cm以上の降灰が生じると被害が拡大するおそれがあるため、特に注意が必要である。降灰が生じた地域では、国土交通省による緊急調査が行われるが、調査結果が出るまでに時間を要する場合があるため、降灰後、降雨のおそれが生じた場合は、速やかに避難する必要がある。

4 宝永噴火時の日々降灰量の推測値（参考資料）

宝永噴火時の日々降灰量推測データ		
宝永噴火では、16日間、下記のような状況で火山灰が降り積もり、町中心部で約135cmに達したと推定される。		
日付（新歴）	1日の堆積厚	累計堆積厚
宝永4年 12月16日	約10cm	約10cm
〃 17日	約26cm	約36cm
〃 18日	約6cm	約42cm
〃 19日	約6cm	約48cm
〃 20日	約6cm	約54cm
〃 21日	約7cm	約61cm
〃 22日	—	〃
〃 23日	—	〃
〃 24日	約8cm	約69cm
〃 25日	—	〃
〃 26日	約16cm	約85cm
〃 27日	約16cm	約101cm
〃 28日	約16cm	約117cm
〃 29日	約6cm	約123cm
〃 30日	約6cm	約129cm
〃 31日	約6cm	約135cm
この表は、小山町史による宝永噴火時の火山灰堆積厚約135cmが、全噴出量約7億 <sup>m</sup> によるものと仮定し、日ごとの噴出量を「宝永噴火の噴出物の累積値の推移の図※」（宮地・小山2002）から推定して、火山防災専門家・小山町行政アドバイザー 池谷浩氏が作成したもの		
※図：内閣府：富士山ハザードマップ検討委員会報告書P19（平成16年6月）		

【注】上の表の数字は、あくまで参考資料です。実際の噴火時には、火口の位置、噴火規模、風向きなどにより状況が変わります。小山町内でも場所によって火山灰の堆積厚は異なるでしょう。ただし、町の中心部でも130cmを越すような降灰がおりうることを知っておく必要があります。なぜならば、10cmを越すような降灰があった場合、車での移動は困難になりますし、30cmを越す火山灰の堆積は、家の構造によっては壊れる恐れがあるからです。特に雨が降ると要注意です。改めて、表の数字は絶対値ではないことに留意しましょう。

## 避難対象区の避難前一時集結地等資料

## 1 避難対象区は、各自治会ごとに示され、その集合場所は下記のとおり

番号	自主防災会名	集 合 場 所	番号	自主防災会名	集 合 場 所
1	小山 1 区	元青雲寮跡地	2 3	桑木区	公民館
2	小山 2 区	小山公園駐車場	2 4	用沢区	公民館
3	小山 3 区	小山 3 区コミセン	2 5	棚頭区	コミセン広場
4	小山 4 区	コミュニティ広場	2 6	大御神区	コミセン広場
5	生土区	生土神社北広場	2 7	中日向区	公民館
6	音湊区	音湊区公園	2 8	上野区	公民館
7	中島区	中島区コミセン広場	2 9	阿多野区	公民館
8	柳島区	宮の前広場	3 0	吉久保区	明倫館
9	湯船区	湯船公民館	3 1	下古城区	集会所
1 0	藤曲区	成美小学校	3 2	大胡田区	公民館
1 1	落合区	小山中学校	3 3	上古城区	コミセン広場
1 2	南藤曲区	公民館	3 4	一色区	防災会館
1 3	茅沼区	八幡神社境内			コミセン
1 4	菅沼区	日吉神社境内			研修センター
1 5	坂下区	甘露寺			下小林善公館
1 6	谷戸区	明倫小学校	3 5	上本町区	すばしりこども園 (旧保育園)
1 7	大脇区	大脇会館	3 6	下本町区	須走小学校
1 8	原向区	元町宮原向住宅	3 7	東原区	官舎前広場
1 9	所領区	コミセン広場	3 8	下原区	集会所
2 0	宿区	足柄コミセン	3 9	緑ヶ丘区	集会所
2 1	向方区	足柄小学校	4 0	雲雀ヶ丘区	須走総合グラウンド
2 2	新柴区	公民館			
備考	1 小山町地域防災計画資料編 4-7「自主防災会一覧表と集合場所」を転記 2 予兆現象の発生や噴火警戒レベルの発令に基づき、本表を元資料として町災害対策本部と各自治会は相互調整を行い、避難者の集合や避難支援のためのバス等の乗車場所を定める。(避難者全てが必ずこの集合場所へ集合することを求めるものではない。) 3 本表に基づく各自治会の集合場所は、逐次、見直しを行う。				

## 2 指定避難所一覧表

町内避難や町外避難時の集合場所等として、町内指定避難所を活用する。

施設名	所在地	町内避難時 使用予定	レベル 3 発令時の 休校処置 (学校)	備 考
生涯学習センター	阿多野 130	○		1 須走地区・北郷地区の指定避難所は、町内避難時の指定避難所としての開設を予定しない。 2 溶岩流の流下状況、降灰の状況により、町内避難後、町外へ再避難を行う場合がある。
健康福祉会館	小山 75-7	○		
小山中学校	藤曲 142	○	○	
成美小学校	藤曲 150	○	○	
明倫小学校	菅沼 627	○	○	
足柄小学校	竹之下 2411-1	○	○	
北郷中学校	用沢 355		○	
北郷小学校	用沢 604-1		○	
須走中学校	須走 99-1		○	
須走小学校	須走 70-18		○	
県立小山高校	竹之下 369	○	○	

## 富士山火山災害時の避難先市町一時集結地の開設予定地

受入市町	施設名称	所在地	備考
沼津市	愛鷹広域公園	沼津市足高	※ ◎
三島市	伊豆フルーツパーク	三島市塚原新田	◎
清水町	清水町体育館	清水町堂庭	◎
長泉町	長泉中央グラウンド	長泉町納米里	◎
熱海市	南熱海マリンホール	熱海市下多賀	◎
伊東市	伊東市民体育センター	伊東市玖須美元和田	◎
伊豆市	日本サイクルスポーツセンター	伊豆市大野	◎
伊豆の国市	旧スポーツワールド駐車場	伊豆の国市南江間	◎
函南町	状況に応じて発災後に指定する場所		◎
下田市	道の駅 開国下田みなと	下田市外ヶ岡	
東伊豆町	町立体育センター	東伊豆町稲取	
河津町	河津バガテル公園駐車場	河津町峰	
南伊豆町	道の駅 下賀茂温泉湯の花	南伊豆町下賀茂	
松崎町	勤労者体育センター	松崎町道部	
西伊豆町	西伊豆町住民防災センター	西伊豆町宇久須	
静岡市葵区	西ヶ谷総合運動場	静岡市葵区西ヶ谷	
静岡市駿河区	草薙総合運動公園	静岡市駿河区栗原	※
静岡市清水区	清水庵原球場	静岡市清水区庵原町	
島田市	総合スポーツセンター ローズアリーナ	島田市野田	
焼津市	焼津市総合グラウンド	焼津市保福島	
藤枝市	藤枝市総合運動公園	藤枝市原	
牧之原市	牧之原市榛原総合運動公園 ぐりんぱる	牧之原市仁田	
吉田町	吉田町防災公園 北オアシスパーク	吉田町神戸	
川根本町	山村開発センター	川根本町上長尾	
浜松市中央区	調整中		
浜松市浜名区	調整中		
浜松市天竜区	調整中		
磐田市	かぶと塚公園	磐田市見付	
掛川市	大池公園さんりーな	掛川市大池	
袋井市	小笠山総合運動公園	袋井市愛野	※
湖西市	湖西運動公園	湖西市吉美	
御前崎市	浜岡福社会館	御前崎市池新田	
菊川市	菊川運動公園	菊川市西方	
森町	森町営グラウンド	森町睦実	
参考事項	<p>本表は、静岡県地域防災計画資料編Ⅱ13-4-4を転記したもの          ※静岡県交通基盤部長と静岡県危機管理部長の間の「災害時等における県営都市公園の使用に関する覚書」(R2.3.12)により使用可能          ◎本文図5「噴火開始直後の流下パターン避難の場合の避難先」に示された流下パターンAの場合の受入市町の一時集結地</p>		

No	地区	区名	区民数 (概数)	高齢者等 避難者数 (内数)	溶岩流L-29の 流下範囲に 基づく 避難対象区 ・人数	避難者数計 (時間別)		避難指示等発令時間別の避難対象区・避難者数(概数)・避難先の一例																									
								レベル4	レベル5		噴火発生 (レベル5) 流下判明後	噴火発生 (3時間後)	噴火発生 (6時間後)	噴火発生 (12時間 後)	噴火発生 (18時間 後)	噴火発生 (24時間)	噴火発生 (3日~4 日)	噴火発生 (1週間~)															
1	須走	富士学校	490	0	490	3時間	3820	避難指示	490	(継続)※	(FSW等)	※富士学校の避難は陸上自衛隊の計画(人数は住民票登録者概数:レベル4以降、部隊の機能移転開始)																					
2		雲雀ヶ丘	90	0	90			避難指示	90	(当初町内避難)	(総合文化会館)	2次避難必要なし(流下範囲外)																					
3		緑ヶ丘	380	10	380			高齢者等避難	10	避難指示	370	(当初町内避難)	(明倫小)	流下状況により2次避難																			
4		東原	500	1	500			高齢者等避難	1	避難指示	499	//	(総合文化会館)	2次避難必要なし(流下範囲外)																			
5		下原	960	23	960			高齢者等避難	23	避難指示	937	//	(総合体育館)	2次避難必要なし(流下範囲外)																			
6		下本町	800	44	800			高齢者等避難	44	避難指示	756	//	(小山高・足柄小)	2次避難必要なし(流下範囲外)																			
7		上本町	600	19	600			高齢者等避難	19	避難指示	581	//	(成美小・小山中)	流下状況により2次避難																			
8	北郷	一色	1400	48	1400	6時間	1400			高齢者等避難	48	避難指示	1352	(沼津市)																			
9		上古城	220	14	220							高齢者等避難	14	避難指示	206	(長泉町)																	
10		大胡田	590	27	590							高齢者等避難	27	避難指示	563	(長泉町)																	
11		下古城	80	3	80							高齢者等避難	3	避難指示	77	(長泉町)																	
12		吉久保	740	37	740							高齢者等避難	37	避難指示	703	(長泉町)																	
13		阿多野	70	1																													
14		上野	240	11																													
15	中日向	110	15		12時間	4060																											
16	大御神	100	7																														
17	棚頭	300	20																														
18	用沢	1780	51	1780							避難準備	高齢者等避難	51	避難指示	1729	(沼津市)																	
19	桑木	160	5																														
20	新柴	80	0																														
21	足柄	宿	510	19			510									避難準備	高齢者等避難	19	避難指示	491	(三島市)												
22		向方	1010	31																													
23		所領	120	10	120									避難準備	高齢者等避難	10	避難指示	110	(三島市)														
24	明倫	原向	120	4		24時間	2510																										
25		大脇	140	11	140											避難準備	高齢者等避難	11	避難指示	129													
26		谷戸	580	40	580												避難準備	高齢者等避難	40	避難指示	540	(伊東市)											
27		坂下	320	12																													
28		菅沼	420	19	420												避難準備	高齢者等避難	19	避難指示	401	(伊東市)											
29		茅沼	340	20	340												避難準備	高齢者等避難	20	避難指示	320	(伊東市)											
30		南藤曲	470	22				7日間	1110																								
31	落合	530	25	530												避難準備	高齢者等避難	25	避難指示	505	(熱海市)												
32	藤曲	470	36																														
33	湯船	140	12		最終的に	440																											
34	柳島	190	10																														
35	中島	440	32	440																													
36	音刈	280	22	280														避難準備	高齢者等避難	22	避難指示	258	(熱海市)										
37	生土	400	38	400												避難準備	高齢者等避難	38	避難指示	362	(熱海市)												
38	小山4区	300	20	300												避難準備	高齢者等避難	20	避難指示	280	(熱海市)												
39	小山3区	130	16	130												避難準備	高齢者等避難	16	避難指示	114	(熱海市)												
40	成美	小山2区	140	23	140									避難準備	高齢者等避難	23	避難指示	117	(熱海市)														
41		小山1区	380	14	380										避難準備	高齢者等避難	14	避難指示	366	(熱海市)													
計		17,120	772	13,340	自宅等避難	3780														677	3191	1352	162	3898	151	2455	1014	32	408				
13340																																	

※本表は、令和6年度小山町総合防災訓練・富士山火山災害図上訓練(R6.8.30)に使用したもの。避難先自治体名は訓練にあたりその名称を使用することについて同意を得ているが、実際の避難とは異なる場合がある。

備考 ① 各区の人数は、令和6年6月1日付人数に10人以下を四捨五入(区に所属しない施設等に所在の人数を含んでいない。)高齢者等の人数は、令和6年3月31日現在の避難行動要支援者名簿の人数  
 ② 須走地区の6区は、レベル5発令以降、溶岩流流下時間による区分によることなく、地区全体として避難する前提で記載(計画本文P8:表-6参照)  
 ③ 各区の避難先はあくまで一例「噴火開始直後の流下パターン避難の場合の避難先」(計画本文P15:図5(流下パターンA))から検討

No	地区	区名	区民数 (概数)	高齢者等 避難者数 (内数)	大規模降灰時 降灰量による 避難対象区 ・人数	避難者数計 (降灰量別)	避難指示等発令時間別の避難対象区・避難者数(概数)・避難先の一例													
							レベル4	レベル5	噴火発生 (レベル5) 大規模降灰判明	噴火発生(3時間後)		噴火発生(6時間後) (須走再避難) (御殿場方向)		噴火発生 (12時間後)						
1	須走	富士学校	490	0	490	降灰 3m 3820	避難指示	490	(継続)		FSW等	※富士学校の避難は陸上自衛隊の計画(人数は住民として登録の概数/レベル4以降部隊機能移転開始)								
2	須走	雲雀ヶ丘	90	0	90		避難指示	90	(継続)			(総合文化会館)		避難指示(再)	90	(御殿場方向)				
3	須走	緑ヶ丘	380	10	380		高齢者等避難	10	避難指示	370	町内避難	(明倫小)		避難指示(再)	380	(御殿場方向)				
4	須走	東原	500	1	500		高齢者等避難	1	避難指示	499	〃	(総合文化会館)		避難指示(再)	500	(御殿場方向)				
5	須走	下原	960	23	960		高齢者等避難	23	避難指示	937	〃	(総合体育館)		避難指示(再)	960	(御殿場方向)				
6	須走	下本町	800	44	800		高齢者等避難	44	避難指示	756	〃	(小山高・足柄小)		避難指示(再)	800	(御殿場方向)				
7	須走	上本町	600	19	600		高齢者等避難	19	避難指示	581	〃	(成美小・小山中)		避難指示(再)	600	(御殿場方向)				
8	北郷	一色	1400	48	1400	降灰 2m 4150	避難準備		高齢者等避難	48	避難指示	1352 (御殿場方向)								
9	北郷	上古城	220	14	220		避難準備		高齢者等避難	14	避難指示	206 (御殿場方向)								
10	北郷	大胡田	590	27	590				高齢者等避難	27	避難指示	563	(御殿場方向)							
11	北郷	下古城	80	3	80				高齢者等避難	3	避難指示	77	(御殿場方向)							
12	北郷	吉久保	740	37	740				高齢者等避難	37	避難指示	703	(御殿場方向)							
13	北郷	阿多野	70	1	70				高齢者等避難	1	避難指示	69	(御殿場方向)							
14	北郷	上野	240	11	240		避難準備		高齢者等避難	11	避難指示	229 (御殿場方向)								
15	北郷	中日向	110	15	110		避難準備		高齢者等避難	15	避難指示	95 (御殿場方向)								
16	北郷	大御神	100	7	100		避難準備		高齢者等避難	7	避難指示	93 (御殿場方向)								
17	北郷	棚頭	300	20	300		避難準備		高齢者等避難	20	避難指示	280 (御殿場方向)								
18	北郷	用沢	1780	51	1780		避難準備		高齢者等避難	51	避難指示	1729 (御殿場方向)								
19	足柄	桑木	160	5	160		降灰 1.5m 9150			高齢者等避難	5	避難指示	155	(御殿場方向)						
20	足柄	新柴	80	0	80					高齢者等避難	0	避難指示	80	(御殿場方向)						
21	足柄	宿	510	19	510					高齢者等避難	19	避難指示	491	(御殿場方向)						
22	足柄	向方	1010	31	1010				高齢者等避難	31	避難指示	979	(御殿場方向)							
23	明倫	所領	120	10	120				高齢者等避難	10	避難指示	110	(御殿場方向)							
24	明倫	原向	120	4	120						高齢者等避難	4	避難指示	116	(神奈川方向)					
25	明倫	大脇	140	11	140						高齢者等避難	11	避難指示	129	(神奈川方向)					
26	明倫	谷戸	580	40	580						高齢者等避難	40	避難指示	540	(神奈川方向)					
27	明倫	坂下	320	12	320						高齢者等避難	12	避難指示	308	(神奈川方向)					
28	明倫	菅沼	420	19	420						高齢者等避難	19	避難指示	401	(神奈川方向)					
29	明倫	茅沼	340	20	340						高齢者等避難	20	避難指示	320	(神奈川方向)					
30	明倫	南藤曲	470	22	470						高齢者等避難	22	避難指示	448	(神奈川方向)					
31	成美	落合	530	25	530						高齢者等避難	25	避難指示	505	(神奈川方向)					
32	成美	藤曲	470	36	470						高齢者等避難	36	避難指示	434	(神奈川方向)					
33	成美	湯船	140	12	140						高齢者等避難	12	避難指示	128	(神奈川方向)					
34	成美	柳島	190	10	190						高齢者等避難	10	避難指示	180	(神奈川方向)					
35	成美	中島	440	32	440						高齢者等避難	32	避難指示	408	(神奈川方向)					
36	成美	音渕	280	22	280					高齢者等避難	22	避難指示	258	(神奈川方向)						
37	成美	生土	400	38	400					高齢者等避難	38	避難指示	362	(神奈川方向)						
38	成美	小山4区	300	20	300					高齢者等避難	20	避難指示	280	(神奈川方向)						
39	成美	小山3区	130	16	130					高齢者等避難	16	避難指示	114	(神奈川方向)						
40	成美	小山2区	140	23	140					高齢者等避難	23	避難指示	117	(神奈川方向)						
41	成美	小山1区	380	14	380					高齢者等避難	14	避難指示	366	(神奈川方向)						
計	17,120		772	17,120					677	3309	4117	3603	5414	3330	0					
													17120 (再避難の人数は、合計数としてカウントしない。)							
備考	① 各区の人数は、令和6年6月1日付人数に10人以下を四捨五入(区に所属しない施設等に所在の人数を含んでいない。)高齢者等の人数は、令和6年3月31日現在の避難行動要支援者名簿の人数 ② 須走地区の6区は、噴火態様が不明である「レベル5発令」時に地区全体が町内避難を行い、噴火後の大規模降灰の状況を受けて再避難する想定で記載。(当初から町外避難を行う可能性がある。) ③ 各区の避難方向は、あくまで一例:実際の避難指示発令時には噴火状況、特に火山灰の噴出量、風向・風速等により本表とは大きく異なる場合がある。																			



## おわりに

「小山町富士山噴火に対する避難計画」の改訂にあたっては、令和4年12月4日（日）に実施した須走地区住民の方を対象とした富士山噴火住民避難訓練におけるアンケート結果（約300人）、令和6年8月30日（金）に実施した富士山火山災害図上訓練におけるアンケート結果（約100人）、静岡県危機管理部危機情報課、静岡県東部地域局危機管理課及び避難先を想定する市町職員の皆様からのご意見等を受けて作業に取り組みました。

このように多くの方々からご協力をいただいたことに改めて感謝申し上げます。

本計画は、引き続き検討を要する課題が多く残されており、今後も町民の皆様をはじめ関係各機関や関連する自治体のご意見をいただき、継続的に修正を行うとともに、計画的に訓練を行うことにより富士山噴火時の避難において「逃げ遅れゼロ」を目指してまいりたいと考えております。どうか引き続きよろしくようお願い申し上げます。

（参考文献）

- ・富士山避難基本計画（令和5年3月：富士山火山防災協議会）
- ・静岡県地域防災計画（令和6年8月）
- ・長泉町富士山火山避難計画（令和6年7月）
- ・小山町史（第7巻 原始古代中世通史編、第8巻 近世通史編）

（参考意見のご提出）

- ・池谷 浩 氏（火山防災専門家・小山町行政アドバイザー）（資料編別紙第1 関連）
- ・市川 竜太 氏（静岡県危機管理部危機情報課）

本計画に対するご意見等ございましたら、下記までお願いいたします。

【発行】 小山町危機管理局

● 住 所

〒410-1321

静岡県駿東郡小山町阿多野130

● 電 話

0550-76-5715

【印刷】株式会社 エイエイピー